

午前9時00分開会

○議長(山下 壽君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1「一般質問」を行います。

議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

申し上げます。携帯電話は、電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

念のため申し上げます。質問の順序は、通告の提出順といたします。

まず、米山知子君に発言を許します。

○議員(米山 知子君) おはようございます。通告書に基づき質問をいたします。

まず初めに、末端行政組織についてお尋ねいたします。

昨年の口蹄疫、今年の東日本大震災など、災害が相次いで発生し、地域のつながり、いわゆる絆の大切さが再認識されております。ことしの流行語でも「絆」は選ばれておりますし、トロントロンドームのイルミネーションの中央にも「絆」という言葉が輝いております。ここで、絆ということについて考えてみたいと思います。

「絆」を広辞苑で引いてみますと、「馬、犬、鷹など動物をつなぎとめる綱」だとか、「絶つに忍びない恩愛」だとか、「離れがたい情実」などなど、絆について、今一般に言われている意味合いとは若干違っているようにも感じますが、私は、絆とは、人と人とのつながりであり、それにより、思いやり、助け合いを深めた社会を目指していくものであると思います。

さて、その絆について、我が町川南は、絆でつながっているのか、絆を維持していけるのか考えさせられるところです。

川南町は、昭和36年から振興班組織で編成した24分館制で、地域の自治活動と行政からの連絡を行ってきておりますが、年々振興班未加入世帯、いわゆる個人世帯が増えてきております。そのため、一昨年、公民館活動と行政組織を分けて考える、末端行政組織再編成案が出され、アンケートや住民説明会の開催などが行われました。

その後、アンケートの結果や住民説明会の意見などをもとに、再編成がなされる場所だったのでしょうが、口蹄疫の発生に見舞われ、そのまま足踏み状態でストップしております。

口蹄疫や東北大震災で絆の大切さを実感した今こそ、地域のつながりを深め、思いやり、助け合いの社会の必要性をだれもが認識したはずですが、今こそ末端行政組織をどうするのか、それとあわせて地域のつながりをどうつくっていくのか、難しいことだとは思いますが、取り組んでいく必要があると思います。町長のお考えをお尋ねいたします。

通告書に質問の要旨として、「各区の個人世帯率」、「個人世帯が増えていっていますが、その影響」、「現在の末端行政組織についての感想」、「末端行政組織の再編について」と項目を上げております。これらのことを含みお答えをお願いいたします。

次に、私は、10月に産業建設常任委員会の行政調査で大分県安心院町と愛媛県今治市に行

かせていただきました。2件の事例に関連して質問をいたします。

まず、安心院町で調査いたしました農村民泊について御質問いたします。

御存じの方も多いとは思いますが、安心院町はグリーンツーリズムの発祥の地として有名なところではあります。今回、私がグリーンツーリズムを取り上げましたのは、以前から、川南の現状で、人を呼び、経済効果を促し、元気のある町にするのに、グリーンツーリズムは取り組めないだろうかと思っていましたからです。今回の行政調査で、これは川南町でも取り組むべきものであるとの思いを強く持ちましたので、御質問いたします。

グリーンツーリズムについては、川南でも平成16年に、認定農業者連絡協議会で検討されたこともあるようですし、現在は、地場産振興会で取り組みを始められているようですので、御存じの方も多いとは思いますが、確認の意味でグリーンツーリズムについて御説明したいと思います。

グリーンツーリズムとは、農村の自然や生活、行事、体験などを生かした体験交流型余暇活動で、農村に人を呼び込み、魅力ある地域づくりや観光振興、環境保護、定住促進など、経済効果を目指すものです。平たく言えば、現状で体験や宿泊をしてもらい、料金をもらうということで、これは農村の新しい収入につながり、地域の活性化に役立つのではないかと思います。

ここで問題になったのは、宿泊料金を取るということが、旅館業法、消防法、建築基準法、食品衛生法などの法律の規制を受けるという点でしたが、安心院町が全国に先駆けて取り組んできた結果、平成14年に大分県では規制緩和が出されました。宮崎県でもその後規制緩和が出されておりますので、今では非常に参入しやすい状況になっております。

農村の自然や暮らし、食べ物は都会の人から見れば非常に魅力のあるもの、その魅力を武器に収入が得られるグリーンツーリズムは、規制緩和により投資しなくても始められる仕事になりました。農家の副業として、また、女性の収入源として、取り組んでいく価値のあるものだと思います。町長がスポーツランド構想で、スポーツで人を呼び込もうと考えられていることにあわせて、私は、川南の魅力で人を呼べるのではないかと思います。町長のお考えをお聞きいたします。

しかしながら、規制緩和が進んできているとはいえ、現実に川南で取り組むにはいろんなことを解決しなければなりません。情報の提供や広報、また、窓口的役割など具体的にスタートするためにサポートするところがなければ、取り組むことは困難です。

ちなみに、西都市ではグリーンツーリズム推進係というものが役場の係として設立されております。町としてどのような体制がとれるのかお尋ねいたします。

最後に、川南町における地産地消についてお尋ねいたします。

宮崎県地産地消推進計画が平成18年に策定され、取り組みが始められましたが、地産地消の言葉の普及ほどに実態が伴っていない感じがいたします。やはり、10月の産業建設常任委員会の行政調査で愛媛県今治市に行かせていただきました。今治市の食と農のまちづくり条

例制定のあゆみを調査してきたのですが、今治市はこの条例を制定することで、地域の農林水産業の振興を図り、まちづくりを進めています。農業や水産業などの1次産業を基幹産業とする川南町にとっても、地産地消を進めることは、農林水産業の振興を、生産者だけでなく、町民みんなで支えていくことにつながっていくのではないのでしょうか。川南町において地産地消は具体的にどのようにすすめられているのか、現状をどう感じていらっしゃるのかお尋ねいたします。

また、地産地消を進める具体的事例として、学校給食における取り組みから始めているところが多いようです。今治市でも食と農のまちづくり条例を制定するまでに至ったスタートは、学校給食の地産地消からでした。学校給食の地産地消はそれが目的ではなく、地域の地産地消をすすめていくための一つの手段だと思います。

私は数年前から、こういった考えで学校給食の地産地消をもっと積極的にすすめるべきだと発言し、平成22年9月からようやく主食の米だけ全量川南町産となりました。野菜や肉、牛乳などそのほかの食材でも少しずつ川南産がふえているようですが、町長は現状をどこまで認識されているのか、また、学校給食への地産地消の取り組みについて、基本的にどのように考えていらっしゃるのかをお伺いいたします。

○町長(日高 昭彦君) 改めて、おはようございます。ただいまの米山議員の質問にお答えしたいと思います。

大きく分けまして3つほどいただいたと思っております。末端行政についてのこと、それから、グリーンツーリズムを踏まえたそういう交流型の農村民泊、そういうこと、3つ目が地産地消についてだと思っておりますが、順次お話させていただきます。

まず、冒頭に、末端行政につきましては、米山議員からの御指摘のとおり、昭和36年に新しい分館という制度をつくりまして24分館、それが50年間続いておりますが、川南町の歴史において開拓地でありますので、もともと従来ありました集落に加えて、新しい形で、いわゆる振興班という形で数がふえておりました。

当初は200くらいの振興班からスタートしまして、ピーク時には300手前ぐらいまでいっておりますが、現在は262だと認識しております。

そういう中で、やはり、それは土地ではなく、地域ではなく、人に属した属人、つまり仲間同士の組織ということもありまして、いろんな意味からして、ほかの市町村と比べると、それは川南町の良いところでもあり、欠点と言われるとこだと思っております。

それは、冒頭に「個人世帯」という言葉を出されたと思うのですが、平成17年以来、我々としては24分館制を24区制ということで、それを進めていると、つまり、そこにおいて区が過去に18から始まり20になり、9になり、また12になり、現在の24ですが、そういうところにはすべての方は存在していると、ただし、振興班という組織には加入していない世帯が御指摘のとおり33%いるのは現状であります。

これは、ほかの市町村に関しますと、個人という感覚はございませんが、やはり、そうい

う自治活動に参加していない方とかいけば、半分ぐらいいると聞いておりますし、特に川南がその点だけ悪いという認識はございません。

そういう意見を踏まえ、ではどうすればいいのか。川南がそういう開拓の町であるということで、いろんな意味でなかなか地域割が非常に難しい現状であるのはわかっておりますが、やはり、先輩たちが築いてきたこの町ですから、そういう未加入の方に対してどうしていくのか、そして、現状としてどんな問題が起きているのかというのは、やはり、そういう行政である、例えば行政連絡でありますとか、いろんな地域活動、今一番の大事なテーマと考えておりますのは、東北の震災があって以降、振興班の加入、未加入ではなく、地域をどうやって守るか、地域防災の面からしても、それは必ずクリアしていかなければいけない問題だと考えております。

何度も申しますが、振興班というのは人と人のつながりであり、地域の自治活動組織であります。行政が強制的に踏み込めない部分があるのも承知しておりますが、これからの末端行政を考えた場合、それであったとしても24という区のもとに、そこから先は区長のかなりの裁量もあるかと思えます。地区によっては問題なくそういう組織ができているところもあります。やはり、住宅地が多い、団地が多い、そういう川南町における町場におきましては、いろんな活動が停滞しているのは事実であると感じております。

現在行っている例で申しますと、例えば敬老会でありますとか、未加入者であってもお声をかけさせていただくと、そういう、地区のバレーボール大会でありますとか、道路作業でありますとか、そういうときに、そういう方々にも声をかけて参加を促すということを改めてお願いしたいと思っておりますし、今後、先ほど米山議員の御指摘にもありましたとおり、末端行政のことが停滞しているのではないかとということではありますが、もう一度議員の皆様にも相談をしながら、そして、当然区長の皆様にも相談しながら、もう一つ踏み込んだ形で、地域とはどうあるべきか、川南町の将来はどうするべきかは、もう一度向かい合うべき問題だと感じております。

現在、行政連絡網の徹底につきましては回覧という手段を使わせてもらっておりますが、そのほかに、例えばコンビニですとかJA0、スーパー、そういうところに「お知らせ川南」と「広報かわみなみ」を11月より設置しております。そこでそういう情報が入らない方々が自主的にそれを持って帰ってもらっているという状況であります。

2番目のグリーンツーリズム、そういうことに関して川南町を取り組むことができるのか。一言で言えば、取り組むべきだという考えであります。具体的に申しますと、いろんな形があるかと思えますが、先ほど言われましたとおり、グリーンツーリズムというのは、文化・人々の交流を楽しむという滞在型余暇活動、わかりやすく言えば、農村漁村で休暇を楽しむ新しい旅のスタイルだと感じております。

中学生のアンケートでもありましたけど、「川南のよさは何ですか」と、まず一番多かったのが「豊かな自然」であり、そういう環境であるという答えが返ってきております。我々

としても、こういう川南の今持っている財産、それはそういう自然も含めて、そういうのを活用しながら今後につなげていくグリーンツーリズムというのは非常に魅力的なことだと感じております。

では、町としてどんなサポートができるのかという御質問でございますが、現在のところ、それ専門の係は置いておりませんし、きょう現在においてそれを明言はできませんが、これからやはりそういう道に進むことを信じて対応をしていきたいと考えておりますし、今後、職員とも、そういう関係者の方とも相談させていただきたいと思っております。

現段階においては、日帰りという形で3つの団体がそういう形をとっていただいていると聞いております。一つには、野いちご会、あと2つが地産地消ネットワークとグリーンツーリズム、あと、それとは別にいろんな活動をされている、四季を食べる会とか女性指導者会とか、そういう方々が交流人口をふやし、川南のPRに御尽力いただいていると考えております。

3つ目の地産地消についてでございますが、一つには学校給食のことも言われましたけど、まさしく地産地消ということ、将来を任せるべく、お願いするべく子供たちから始める非常に大事な視点だと感じております。「地産地消」、また、「6次産業」、いろんな言葉があるとは思いますが、まず、2つの面から、1つは農林水産サイドから見れば、そういう素材としての食材といいますか、そういう農林水産物をどう我々は今後受けとめて進めていくのか、販売に関してという意味ですが、2つ目については、学校給食を通した食文化という形の側面があると思っております。

もともと給食というのは、栄養補給というのが主な目的であったと考えておりますが、現在においては、そういう食文化を継承すること、望ましい食生活を習得すること、そういう教育的側面が非常に重要であると認識しております。まさにそれは食育という生きる力をはぐくむ教育としての役割だと感じております。

学校給食におきましては、御指摘があったとおり地元農産物を取り入れるという形にしておりますが、やはり、子供たちの後ろには保護者がいるわけで、保護者からすれば、やはり安いほうがいいという面があるのも事実であります。

生産者側からすれば、そういう川南の農畜産物をPRする安心安全な食料であると、そういうことを伝えたい、もう1つ、やはり少しでも高く売りたいというのがあるのは事実であります。そういうことを踏まえながら、しかし、我々は川南町の農産物に、地元を誇りが持てる、人々を育てるそういう町にしていくために重要な課題であると感じております。

今後につきましても、現在、「弁当の日」というのも県で取り組まれております。町内においても7つの学校で、数は多くありませんけど、そういう自分たちで食材を見る、自分たちで旬のものを採る、地元のものを探るといって大きくとらえた意味での大事な部分だと考えております。

以上です。

○議員(米山 知子君) では、まず末端行政のほうから質問を続けていきたいと思います。

今いろいろお答えがあつて、現状は、私も今、町長がおっしゃるとおりのことだとはわかつております。

ただ、平成17年から区制度が取り入れられて、分館と区という二重に構造で地域が組織づけられているということは、そこに、区というのに何の組織があるのか。現在は、恐らく区長さんだけがいて、その下の組織はないと思います。分館が区と重複しているということで、いかにも区があるみたいですがけれども、実際は、区の組織としては区長だけしかいないというのが現状ではないかと思ひます。

そこで、先ほど町長が言われたいろんな町の行事というのがありますが、町が主催する行事、分館行事、区の行事というのがあるのですが、分館行事は分館の組織の中で案内をし、やっていくということで、それはそれで今のところはやっていけるのだと思ひます。明らかに自治活動ですので、参加する人、しない人というのはいいと思ひます。いると思ひます。

ところが、区の活動としてするものに、果たして今、町長が言われたように、振興班に加入していない人までその連絡が行き届いているのかどうかというのが一番私は問題ではないかと思ひます。

敬老会のことを、言葉が出ましたので、敬老会の、どういう形で今実施されているのか。23年度の開催状況がどうであったのかということを見てもみますと、対象者数は、必ずこれは住基票に基づいて出てくると思ひます。70歳以上で出てきます、人数が。そして、区長さんが申請人数として敬老会に参加してもらえると人々を申請者として人数は上げられます。

その人数に対して、区の行事であるということで町から1人当たり幾らという頭割りで交付金が出ます。それをもとに区では敬老会を主催されていると思ひますが、実際に敬老会をやっていく上では、分館の役員さんが実際は担当をされているというのが実情だと思ひます。区の組織はないわけですから。

ですから、申請人数がそのまま参加されるお年寄りの人数だけということで、細かく考える必要はないかと思ひますが、今年度の申請人数を見ますと、1区から24区まで100%対象者数が全員出席ということで計画をされるところもありますし、少ないところは46.3%、対象者の半分です、申請者が。ということは、恐らくこの申請人数が、どのような形で区長さんが申請人数をカウントされたのかというのが非常にわかりにくいところだ。このあたり実態の把握というのは、本当に振興班に加入していない高齢者が参加されているのかどうか、そこまで案内が行っているのかどうか、そこらあたりの実態はいかがでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの質問にお答えします。

実態はということですが、まず、最初に申しましたとおり、この問題が簡単でないというのは、既にこの問題が始まって50年、いろんな歴史の中でずっと討論をされてきている問題であるかと思ひております。だからこそ必ずや、やはり正面、皆さんと向き合つて何らかの形をつくるべきであると感じておるのは事実であります。

その中に、先ほど言いました振興班という川南独自のスタイルがありますので、もう少しアイデアを出していけば、つまり川南独自のスタイルの自治活動が生まれるのではないかと信じて、これからも臨もうと考えております。

では、質問の実態についてであります。御指摘のとおり分館の役員の方でいろいろ持ち回りをしてもらっているのだと感じております。全体のそういう把握というのは担当課長に説明させますが、私の経験上、自分の分館といたしましては、すべての方に分館の役員が文書を回していた、うちではそうしておりました。

あと、他の分館については、総合政策課長に補足説明をさせます。――敬老会については健康福祉課長です。申しわけありません。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただいまの米山議員の御質問にお答えいたします。

敬老会の人数把握ということでございますけれども、御指摘のように、すべてを把握しているわけではございません。

一応、期待といたしまして若干の割り増しはあろうかということは実態として把握しておりますけれども、その中で、分館の役員さんであり、また、いろんな催し物であるとか、そういう経費等にも若干加算されて、そういう申請がされておるということでございまして、中にはそういう、不正とまでは申しませんが、割高に申請しているところがあるという実態を最近伺っておりますので、今後、そのあたりも調査を加えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員(米山 知子君) 私は、そんなに細かく敬老会のことを聞いているわけではないのですが、ただ、敬老行事一つにとっても、今の二重に、区と分館があるという二重で、一方では区の行事と言いながら分館がほとんど主体でやっていると、結局未加入の人たちは放り出されたはざまの中でいて、結局どこからも目がかけられないのではないかというような実態が出ているのではないかとこのように危惧するわけなのです。

そこあたりが、やはり組織というものをきちんとしないと、先ほど町長も言われましたように、地域防災、そういう要援護者の救済についてということについても非常に空白部分が出てくるのではないかと気がいたしましたので、敬老会は一つの例ですから、このことを十分に検討をされて、どういう形で連絡がいつているか、実施はどうなのか、本当に地域の高齢者全ての方に周りの方々からの目が届いているのかどうか、そういうことを十分に検証していただきたいと思っております。

ちなみに、敬老行事については、対象者数の100%で申請しているところもありますし、46.3%で申請をしているところもあります。これは1人当たり700円の交付金が出ますから、総額では246万8,300円なのです、年間。

これが各区によって、非常に正直に申請される場所、それから、「どんぶりでもいいよいいよ」で、「対象者がこれだけだったら全部申請しておけ」と、「町から金が出るから」と

いう形で、もちろんそれが有効に使われていないということは言えないと思いますが、やはり、皆さんに公平に支給するためには、ここいらのどういう基準であるかということも徹底するためには、やはりこういった実態の把握というのも必要ではないかと思えます。

最初に戻りますが、各区ごとの振興班未加入世帯率というもののお答えがなかったのですが、平均では33.2%です。ところが、私、総合政策課のほうでいただいた資料の中で見ますと、平成19年から23年まで過去5年間を見ますと、だんだん未加入率が増えております。当初は3割弱だったのが、今は3割超です。3割を超えるようになりました。

特に少ない、半分そこそこという区が約、半分そこそこ、5割、6割を切ったというところ——ごめんなさい。ごちゃごちゃになっています。振興班加入世帯が5割を切ったということは、6割を切った。個人世帯が4割以上になったという区が5つあります。一番低いところは50.9%です。ということは、半数が個人世帯なのです。

ここを、私は、この個人世帯がふえてきたところが、どういう影響があるのかなと思って、いろんなデータを見てみたのですが、今言いました敬老行事の開催状況で、申請人数が低いところが、これとカバーするところがあるわけです。ですから先ほどのことを言ったのです。

具体的に区を出してみますと、例えば、19区は振興班の加入世帯が50.9%です。そして、敬老会の申請人数が49.8%です。対象者に対して半分です。それから、20区、これも振興班加入率が57.3%に対して、敬老会の申請人数が51.9%です。ということは、振興班に加入している人しか案内をされていないのではないかというふうに勘ぐってしまったわけです。

ですから、この辺が、未加入者がふえることで、分館の自治会活動と区とは全然別ですから、これを全員が自治会活動に参加しろということは言いませんが、せめて行政とすればしっかりと分館に入っていない人をどう把握していくかということに力を注がないといけないのではないかと思えますので。

個人世帯の解消はもちろんですけれども、現実には個人世帯がこれだけ増えているのであれば、では、その個人世帯の人がどういう生活をしているのか、どういう連絡を受けているのか、そういうことをきちんと把握していかなければ、地域防災にはつながらないのではないかと思えます。

最近、大震災の後から地域防災についての考えがすごく言われますが、人と人とのつながり、行政よりも近くの人、隣人の助けということを言われます。その隣人の助けが、日ごろからこういう連絡がいかない状態で隣人の助けが得られるのかどうか、そこが一番問題ではないかと思えます。

もう1つ面白いのがあって、いろいろデータを集めてみたのですが、今、健康福祉課のほうでは、特定健診の受診率を上げようということで非常に頑張っておられます。私ものぞいたときに、黒板にきちんと各区ごとに受診率の表がありましたので、どんなものかなと思って見ていましたら、これも今言いました19、20区、振興班加入率の低いところが、やはり特定健診率も低いです。

目標は24年度で65%ですけれども、とても65%に達するような状態では、現在はないのですが、19、20区はまだ22%であるとか、24%、これは今年の11月2日までのデータですので、1カ月たっておりまして、もっと上がってきたとは思いますが、2日の時点で19区が特定健診受診率は22%、20区が24%です。

ですから、こういうのを全部私、こじつけて考えるわけではないのですが、やはり、こういうふうに地域とのつながりが薄れている、振興班の未加入世帯がふえているということは、分館に入っている人の中ではつながりがあるかもしれませんけれども、それを出た人に対しての連絡だとか、日頃のおつき合いとかが非常に薄れてきているのではないかとということに危惧いたしましたので、もう一度この末端行政組織についてお考えをいただきたいと思って、今回質問として取り上げました。

こういった現状を加味した上で、町長もその必要性は十分に認められているわけですから、そこらあたりで、人と人のつながりをつくるためには、もちろん感情的なものもありますけれども、ある程度の組織で日ごろから回覧板が回ったりとか、あるいはいろんな連絡をしたりすることで、人と人というもののつながりも出てくるのではないかと思います。

最初は形から入っていかねばなかなか難しいことだと思いますので、そういう面では、ぜひ組織の再編をお願いしたいと思います。

それから、次にグリーンツーリズムについてですけれども、非常に取り組むべきであるという力強いお答えをいただきましたので、期待しております。現在、係は置いていないけれども、そういう方向で検討をしたいということですので、ぜひこれは取り組んでいただきたいと思います。

これも例えですけれども、皆さん御存じだと思いますが、徳島県上勝町、葉っぱの村で有名どころです。地域おこしで全国的に有名になっているところですが、その葉っぱの村の葉っぱビジネスを取り組んだ最初のスタートは、役場職員からなのです。ですから、民間から声が上がったら役場はしますよということではなくて、新しいものに取り組むには、情報の収集というのは、やはり役場の方のほうが早いと思います。

だから、そういう意味では、民間をリードする一つのスタートポイントとしては、役場が大きな立場であるというふうに私は思いますので、そういう点を職員の方、十分に認識されて、新しいことに取り組むには、まずだれかが引っ張っていかねばならない、そのだれかには、やはり役場の方が率先して、それなりの知識のある方、興味のある方ということで、人材を適材適所に配置をしていただきたいと思います。

現在、いろんなところでグリーンツーリズムを取り組まれていますので、まずはそういうところの団体を集めるとか、具体的に進めるためにはどうしたらいいかということで、まずは一歩だと思いますので、そういうのがお互いに民間同士だとなかなか連絡がとり合えない、お互いに横の連絡がとり合えないということがありますので、そういうところで真ん中に連絡をとり合う人として、役場ということをぜひ検討していただきたいと思います。

先ほど町長から力強いお答えをいただきましたので、このことについては期待したいと思います。

それから、質問ではないのですが、質問ではなく終わりましたが、次は、地産地消についてですが、学校給食のほうを後半で言いましたので、学校給食が一つの地産地消を進めるための手段ということで、それは認識をされているということですが、私も学校給食のことについては、今までいろいろと御質問もし、勉強もしてきました。

その中で、非常に安定供給であるとか価格の問題とか、そういうものが出てくることはわかります。

ただ、価格があるからこれでないといけないからということで、前例どおりのこと言っていると、全然こういう新しいこと、新しい取り組みには進んでいかないと思うのです。

一つの例が、実は、今年の米の値段だったのです。一昨年から川南産米で100%学校給食米は供給されるようになりましたが、その時の契約内容は、「県学校給食会の価格に準ずる」ということだったのです。もちろん内容もそうです。品質的にもそれだったのですが、価格も県学校給食米に準ずるということで契約書を取り交わされております。

県学校給食米というのは非常に安価です。給食に納入している価格というのは非常に安いのです。私が最初、町産米をなぜ学校給食に導入しないかということをお尋ねしたときに町長は、「こんな安い値段で納入する業者はいない」ということをおっしゃいました。それぐらい非常に安価です。

ただ、やはり世の中の流れとして、業者の中には、安いけれども少しでも利益はあるということ、それともう一つは、やはり町産米、地産地消の意味で町産米で子供たちに学校給食を提供してやりたい、儲けは少ないけれども、その意識です。赤字になっても提供してやりたいとは、業者は思わないわけなのです。

そこで町の姿勢が出てくるころなのですが、今年の米の価格、去年に比べて非常に高価でした。一番、私のはっきりした価格というのは聞いておりませんが、大体のうわさでは1俵当たり9,000円という話も聞きました。去年は6,000円台がちらほらと聞いた覚えがあります。

ですから、川南の農家の方も9,000円という価格を聞けば、やはり9,000円のところに売りたいわけなのです。給食に納入している業者はある程度契約をしておりますから、自分のところが買うよということですが、一方で9,000円で買うという業者が出てくれば、そこに売りたいのはやまやまです。

赤字だけれども、給食のためにということ、私は業者にまで負担をさせることはできないと思います。そこが行政が地産地消に対してどう取り組むかです。こういう天候不順のために高騰になった場合というのは、いつもあることではありません。

もちろん基準値というのは必要ですが、災害とか、そういう場合の価格変動ということで、業者にそのつけを背負わせるというのは、行政が地産地消に取り組んでいるというこ

とは言えないのではないかと思いますけれども、そこらあたりは町長として学校給食に地産地消を導入する基本的な考え方、業者に赤字を背負わせてまでも地産地消でやってくれと言えるのかどうか、そこらあたりはどのようなのでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) 基本的なスタイル、スタンスはということではありますが、具体的に今、お米の話をされましたけど、確かにそういう経済的理論だけでは、やはりいけない部分というのは十分あるかと感じております。

そういうことに関して、ただ、それを無視しては、我々としても進めませんので、いろんな問題が生じたのは事実だと聞いております。そこにおいては、やはり弾力的な歩み寄り、今後そういう場合においては必要であるとは考えております。

ただ、あくまでも、やはり契約なり経済が動いている以上、我々が支援できる限度はあるかと思いますが、具体的な数字というのを今、どういうふうに出せるかどうかは私もわかりませんが、学校給食の、例えば全体の食に対するパーセンテージ、1日1,799食あります。

それを町民が1日3回食べる、1万7,000人が3回食べる、そういう計算からすると、ほとんど数%の数字になります。3%以下だと思いますが、しかし、子供たちの将来のために我々行政が、大人がしてやるべきことは数多くあると信じておりますので、できることから取り入れていきたいと考えております。

以上です。

○議員(米山 知子君) わかりました。最後の言葉が非常に私は「いいな」と思ったのですが、経済的な面だけではなくて、子供たちのために大人がしてやるべきことはやっていきたいと、ただ、それが無制限ではないということは重々にわかりますので、ぜひそういう基本姿勢、私も子供たちのためにすべてを無にして大人が尽くしなさいということではないと思うのですけれども、今回の学校給食米を川南産米で取り入れるまでには非常に長い時間がかかりました。業者も大変でした。それなりの努力をしております。

その業者に対して、赤字なるのをわかっていて、これでないと納入してもらえないと困るというようなことを行政が言うということは、給食に対しての地産地消ということ子供たちに対して地産地消をどう考えさせていくのかということ、非常に私は問題があったのではないかと思います。

これが何百万円とかいうもし以上のお金、非常に高額なまた予算が必要であればですけども、さっきも言われましたように、給食のお米の代金というのは、微々たるものとは言いませんが、そう高くはないです。だけれども、その目的とするものというのは非常に大きなものがあるわけなのです。

だから、目先のことにとらわれて、大きな目的を忘れてしまうようなことはやめていただきたいなというふうに思いました。

ちなみに、今年の米というのは、皆さん御存じかもしれませんが、非常に2等米が少なくて1等米が多かったそうです。いいことなのですが、給食は2等米以上だったらいいという

ことで、2等米でもいいということは、安価な米でもいいわけです。ところが、2等米を買いだめしても2等米がなかったので、1等米を入れざるを得なかったと、そういう意味でも価格は高くなっている。子供たちは、1等米をだから食べているわけです。

そういう状況もありますし、やはり原価を割るというようなことを業者に私は要求をしてはいけないのではないかなと思います。地産地消という意味を考えたら。

だから、すべて業者を守るということではないのですが、業者も儲けはなくてもいいので、せめて赤字が出ない分だけは何とかしていただきたいという声があれば、やはりそれは十分に検討をしていただきたかったと思いますが、この契約内容についてもやはり新年度からもう一度再検討をしていただきたいなと思います。

時間がなくなりましたので、以上で終わりますが、末端行政の再編のことにつながって、地域のつながりということをどう気づいていったらいいかということが、そこには大きくかかわってきますので、そのことを加味した上で、ぜひ末端行政の再編ということに取り組んでいただきたいと思ひますし、グリーンツーリズムとか地産地消ということは、川南の持っている宝というものが非常に基礎になっておりますので、それを含めた上での地域の活性化ということにつながっていくのではないかと思いますので、どちらも新しいことではありませんが、ぜひ役場がリードしてやっていただけたらと思ひます。

最後に、町長の感想を一言聞いて、終わらせていただきます。

○町長(日高 昭彦君) 「感想」という言葉を聞きまして、非常にびっくりした気分ではありますが、いろんな話を御指摘いただきまして、そのキーワードである絆、人と人のつながり、やはり、これをなくしていくと、地域という存在価値は基本的にはないと信じております。

それは、それが要らないのであれば、例えば都会に行って好きなように生きるということにつながるかと思ひておりますので、川南で生きる意味、そのここではぐくむ力、我々大人ができることを今後どう伝えていくか、これからの人たちに。そういうのは非常に大事なことであると思ひます。

末端行政は本当に大きな問題であると思ひますが、しかしもって防災という新しい、国民全員が認知したことがありますので、24区の中でそれは今、ネットワーク、そういうデータをすべて整理していきますので、未加入者が、何度も申して申しわけありませんけど、「個人」という言葉は、我々は存在しないと、未加入者であると、そういう思ひで、ではそれをどうしていくのか、少しずつでありますけど、皆さんとまたいろんな話をさせていただきたいと思ひます。

その絆をもって、給食のことも、グリーンツーリズムのことも、こちらから強制的にという言葉ではなく、やはり一緒にやっぺいこうと、頑張っている人には必ず何らかの応援の手は出せると思ひて、これからも臨みたいと思ひます。以上です。

○議長(山下 壽君) 次に、林光政君に発言を許します。

○議員(林 光政君) 改めまして、遅ればせながら、おはようございます。震災対策の1点に絞りお尋ねをいたします。

ハザードマップ等の進行状況について1点に絞りお尋ねいたしますわけですが、東日本大震災からちょうど9カ月が過ぎました。今もなお津波、原発の傷跡が残り、災害に遭われた方々すべての人たちが苦しんでおられます。昨夜も両親・肉親を亡くされた子供さんたちのことが放映されておりましたが、あの災害を聞くに、見るに当たり、涙ながらには見られない事故であります。

そこで、我が町のハザードマップ等についてお尋ねするわけですが、私も6月の一般質問で、また、9月には中津議員も訪ねておられます。川越議員も青鹿ダムの崩壊時について請願の話をされておりましたが、我が町での進行状況について、わかりやすく御説明をお願いいたします。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの林議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、何度もこういうハザードマップに関してのことが御指摘をいただいているということでございますし、特に、林議員におかれましては、やはり、通浜地区に対する思いがそれだけ強いものであると感じております。

具体的な進行状況をどうしているのかということですが、9月の定例会でも答弁させていただきましたので、重なるかと思えますけど、現在のところは、国・県が見直しを進めております防災基本計画に基づき、整合性を図りながら川南町の作成をしていくことでありまして、現時点においては、川南町独自のハザードマップ、そういうものはまだ作成しておりません。

今やっていることは、9月補正で予算を議決いただきました測量をしまして、そういう防災の津波案内看板の設置を今月中にできればと思っておるところでございます。

あと、等高線だけのマップにおきましては、高鍋土木が作成しているのがありますが、これは国が今、防災基本計画素案というのを新しく作成いたしますので、それは最大クラスの津波も想定したいろんな形でもう一度作り直すということでもありますので、それを踏まえて、県と足並みをそろえて同時期に作成したいと考えております。以上です。

○議員(林 光政君) 私が先般、県のほうに行ってお聞きしたところによりますと、国も「地方から」と言っております、いろいろなことを起こすには。だから、国のほうからの指針を待つまでもなく、地方のことは地方からが一番地区の人たちは知っておると思います。

小さい話ですけど、どこに石ころがあったり、水が湧いているところがあったりするの、これは国よりか地元に住んでいる人間が一番知っているわけでございますので、国のほうも「地方から」と言っておりますので、その指針を待つまでもなく、こういうことは地方から、身近なところからつくっていても間違いないのではないかと思います。

近隣のまちではもうでき上がっているようです、御存じのように。なぜ川南町だけが遅れているのかというのが、私は不思議でならないのでございますが、町民に防災意識を高めて

いただくためにも、日々の仕事も大変と思いますが、これも与えられた仕事の一つと考えていただいて、スピード感を持ってやってください。

私も勤めているときに、これは私ごとですけれども、仕事は上司から「忙しい、忙しい」と言っている人にさせようということをよく耳にしておりました。そういうのを、「忙しい、忙しい」と言いながら仕事をする人は、これは仕事ができるということになると私は思っておりますので、重ねて申しますけれども、スピード感を持って行っていただきたいと思いません。

そして、「ハザードマップ」という言葉について、私はちょっと調べたことがありますので、私が申すまでもなく、皆さん既に御存じと思いますが、ハザードマップとは、災害予想図、防災地図をひっくるめてハザードマップというそうです。

国は、各都道府県に対して災害時に地域住民が円滑かつ迅速な避難行動が行われるよう防災地図、すなわちハザードマップの作成を要請しているということが本に書いてありました。意味の説明といたしましては、「防災を目的に災害に遭う地域を予想し表示した地図」とあります。

ハザードマップには、それぞれの目的に沿って呼び方が違うそうです。1つに災害予想地図とは、災害に遭う地域を予想した地図を指す、2つ目に、防災地図とは、住民向けにつくられたものは、災害の危険のある地域を指すだけでなく、避難場所や避難経路などの防災情報を含んだ地図を指すとあります。

災害危険予想地図とは、2つあるようでございますが、その1つは、火山ハザードマップ、これは火山災害の予想地図、また、火山防災地図をいうそうです。もう1つは、洪水ハザードマップ、これは、洪水災害の予想地図、洪水の防災地図などあるそうです。一応私が調べたところは、こういうことでございます。今後ともそのマップづくりにはスピード感を持って取り組んでいただきたいと思いません。

1点で申しわけございません。時間がまだ余っておりますけれども、ここで閉じらせていただきます。いろいろとありがとうございました。

○町長(日高 昭彦君) 御指摘ありがとうございます。スピード感を持ってということでもありますので、それを基本にやっているつもりでございます。では、何が目的なのかと、こういうハザードマップをつくるのが目的なのか。御指摘のとおり、やはり、そういう避難、災害が起こったときにどうやって町民を守るのかということ念頭に置いて行動をしているつもりではございます。

近隣市町村と比べまして、実は、15メートルの津波が来た場合に残るのは川南だけだと言われておるのも事実でありますし、他の市町村からの、逆に避難する方々の受け入れ、そういう体制も必要かと思っております。

川南におきましては、水害という1件だけで言えば、やはり地区がかなり限定されますので、我々の目指すところは、町民をまず第一に、そして、その後に他の近隣市町村のそうい

う機能が麻痺したときのことも想定した上で進めていきたいと考えております。以上です。

○議員(林 光政君) 終わります。

○議長(山下 壽君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時59分休憩

.....

午前10時09分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、川上昇君に発言を許します。

○議員(川上 昇君) 川上でございます。よろしくお願いいたします。

まずは、去る11月22日未明、東京都八丈島沖におきまして、川南漁協所属のマグロはえ縄漁船「光栄丸」の火災事故により、2名の方が亡くなられましたことに対し、衷心よりお悔み申し上げますとともに、いまだ2名の方が不明であり、一刻も早い発見・救助を切に願う次第でございます。

さて、質問通告書に従って伺います。

まずは、地方自治法第238条でいう公有財産の不動産のうち、町有地と言われる土地についてであります。

地方財政法の第8条財産の管理及び運用によりますと、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」と定められております。

川南町の平成22年度財産に関する調書によりますと、年度末時、行政財産の建物や町道、各施設以外の防風林、湿原保存林、環境保全林で約45ヘクタール、普通財産では山林が約542ヘクタールあります。このほか宅地や池・沼がそれぞれ約6ヘクタール、雑種地や墓地で約1ヘクタール、ほかに土地として47ヘクタールが計上されており、建物以外の土地だけでおおよそ650ヘクタールとなっております。

この数字は、町全体の面積に対し、実に7%を超えるものであります。これは、再度申し上げますが、庁舎、学校、住宅、公園、牧場、町道、墓地等の公共用財産以外であることを申し添えます。

仮に敷地が200メートル掛ける200メートルの学校があるとしたとき、160校余りが入ってしまう面積になるわけです。筆数あるいは枚数についてはデータがありませんが、実は、法的に言いますと、これを常に良好の状態において管理しなければなりません。町長、現状はいかがなものか伺います。

次に、普通財産の土地についてであります。

私の住まいの近辺、平野部であります。約0.5ヘクタール、5反ほどですが、現状、畑の町有地があります。法人、個人を問わずだれも何も植えていないし、使用もしていません。

完全なる遊休地と思われませんが、町有地の中に同じようなたぐいの土地はどれくらいあるのでしょうか。枚数並びに面積について伺います。通告をしていましたので、調査されたはずですから、具体的な数字でお願いします。

ところで、御承知のとおり、我が国はヨーロッパのフィンランドに匹敵するほどの森林の多い国土だと聞いております。おかげさまで日本全国どこへ行っても、ほぼ蛇口をひねって飲み水に恵まれます。それは言うに及ばず、神代の昔から国民が国土を守っているからだだと確信しますし、農家が田畑を守っているからとも言えるのではないのでしょうか。

荒れた土地を見るのはつらいものです。ましてや、それが町有地であったらどうでしょうか。昭和39年に施行された川南町財産に関する条例によりますと、財産の交換、譲渡・譲与、貸付などの規定がありますが、現在どのような活用がなされているのでしょうか。地方財政法の規定どおり、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用されていれば何ら問題ありませんが、何か課題があるとすれば、今後、財産をどのように取り扱われるのか伺います。

続きまして、校長住宅に対する考え方について伺います。

校長は、各小中学校の代表する管理責任者として、その権限を有し、責任を負うことは言うまでもありませんが、地域にとっても子供たちの通う学校の代表者であります。学校が生まれたかつての時代から現在においても、地域と学校は密接な、切っても切り離せない関係があります。

宮崎県教育庁生涯学習課では、学校と地域の連携を目標として強く掲げております。安全面や環境整備の充実をうたい、地域の方々の生きがいがいづくりにつながるとして、児童生徒及び地域住民相互交流の充実を強調しています。

また、地域に開かれまして信頼される学校づくりをも目標としています。このことは、何も最近になってクローズアップされたことではなく、学校が生まれたときからその存在意義は変わらないものだと確信するところであります。

そのようなことが配慮されてか否かは定かではありませんが、川南町教職員住宅規則が平成20年に施行されています。去る平成23年10月に行われた定期監査では、校長住宅の管理状況は省かれたようですし、未入居住宅が存在していると思われまます。現在、校長住宅への入居の有無、管理状況はどのようになっているのでしょうか、教育長に伺います。

また、改めて言うまでもありませんが、校長住宅は学校の敷地近隣に立地しています。まさに不測の事態に備え、校長への便宜を図ったものと考えられますが、清掃や草木等の管理が行き届かず、見るも無残な校長住宅を目の当たりにすることがあります。子供たちも毎日目にすることでしょう。一方で、無人住居につき犯罪の巣にならなければよいがと思うこともしばしばです。

「町の財産も落ちたものだ」と言わせないためにも何か手だてが必要であります。一斉に校長に入居してもらうのか、そうでなければ違う入居者を募るのか、あるいは払い下げるの

か、取り壊すのか、いずれにしてもこのままでは財産管理上、そして学校と地域との連携上問題が残ります。今後どのように取り扱われるのか、そのお考えを伺います。

続いて、監査について伺います。

本年9月の定例会の一般質問でも申し上げましたが、県内地方公共団体において、財務に関する不正事件が2件続けて発生・発覚しました。幸い川南町では類似案件は発生していないようですが、去る12月3日付宮崎日日新聞によりますと、新富町の当時28歳の女性職員が、うつ病を発症、その後自殺したのは、過労が原因だったとして、両親が町を相手取り9,300万円を超える損害賠償を求める訴えを起こした事案は記憶に新しいところです。

弁護団によると、本件は、重複業務により、かなりの時間外勤務を余儀なくされ、結果的にうつ病を発症してのことだそうですが、女性職員の母親が、勤務状況の改善を町側に直訴したものの、対応がなかったということでもあります。

自殺は過労が原因だったとして公務災害に認定されたようです。新富町の今後の対応は大変なエネルギーを要するものと思料されます。そこに至るまでに町や監査が何か打つ手はなかったのか、本町としても他人ごとではなく、真摯に受けとめなくてはなりません。

さて、町長と監査委員に伺います。さまざま監査を執行し、結果も議会に報告されておりますが、これまで執行してきた監査で問題点はないか、指摘事項について改善がなされているか、指摘追及が十分でき得る体制か否か、川南町監査委員監査規程並びに地方自治法が期待する十分な監査であるとお考えでしょうか、伺います。

次に、私が監査に対して思うことは、監査委員は、粛々黙々と任じられた職務を遂行しますが、受ける側が単に、いわゆる受け身に徹するなということでもあります。職務は本来、根拠に基づいて行われるものであり、根拠のない職務は存在しないはずで、日ごろから漫然とではなく、「いつ、だれにその角度から見られても問題なし」という職務遂行をしていれば何ら懸念はありません。

「監査指摘は、職員・職場の恥」を合言葉に、職場が一丸となって職務に取り組んでほしいものです。万一、監査指摘があったとすれば、町として情報を共有すべきであります。

最後にお伺いいたしますが、十分な監査をするに至っていない、まだ不十分だとお考えであれば、その原因、あるいは今後の監査機能の強化対応策につきまして、町長と監査委員に伺います。

以上で、一括質問を終わります。以降は質問者席にて対応します。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの川上議員の質問にお答えいたします。

まず、質問が通告どおり3つほどあったと思っております。町有地の取り扱いについて、そして、校長住宅のことに關して、そして、監査について、私と教育長、それから監査委員、それぞれの答弁をさせていただきたいと思っております。

まずは、町有地の問題であります。数字が重複するかもしれませんが、川南町の特徴として、過去に軍用地があったこと、そして、開拓を導入して、いろんな道路であるとか、

水路であるとか、本当にすごい数の町有地が存在しているのは事実であります。

昨年末現在で約1,100ヘクタール、運動公園、野球場、陸上競技場、いろんなのを含めて、あそこがほぼ10ヘクタールでありますから、あれの100個分以上という膨大な町有地があるのは事実であります。そのうちの約半分近く、45%であります500ヘクタールが行政財産ということで、これは、ここの役場の庁舎であるとか、そういう公共用の財産として主に使っております。

御指摘のあった部分につきましては、普通財産である600ヘクタール、そのうちの9割は山林であります。川上議員から細かい数字を御指摘いただいたとおりでありますが、現在、公共財産管理システムということで、今年度中に町有地を1筆ごとにデータ管理することになっております。ということは、現在においては、まだすべてのことを把握できていない、網羅できていないというのが現状であります。

その町有地を1筆ごとにデータ管理することとあわせまして、財務諸表を作成することによりまして、これも今年度中に数字的にはそろそろわけであります。これは、その資産の価値、つまり経営でいう分析であると感じております。

こういうことを、まずすべてをやって、そして、膨大な面積でありますので、それは細長い場所であるとか、いろんな、沼地も含めたところもありますので、今後、そのすべてを把握するにはもう少し時間がかかるかと感じております。

結論といたしまして、これをどうするか。御指摘のとおり、これを有効に運用するのが我々の務めでありますから、基本的には、売却できるものは、そうする方向でいきたいと思っております。

現在の管理におきましてですが、可能な限り草刈り、そういうのをやっているところではございます。しかし、すべてを把握していない現状におきまして、隣接地の住民の皆様方のボランティアといいますか、そういう形で草刈りをしていただいているのも事実であると感じております。

次に、校長住宅に関しては教育長だと聞いておりますので、監査のことについてお答えいたします。

監査は、御指摘のとおり、1年間を通して計画的に書類事務、備品、施設、そういうことを行っていたいております。

そして、その中での指摘がたくさん上がってきているわけですが、今回、議題でも上げていただいております校長住宅の環境改善のこと、そして、水道事業のこと、また、税金とか保育料、そういう徴収のこと、滞納についてのこと、健康診断の、米山議員からの御指摘もありましたけど、そういう受診率のこと。

そういうことを踏まえて、できることをまず取り組もうと考えておりますと同時に、行政改革の一環として、8月より職員に、「1職員1提案」ということでいろんな提案をもらっているところでございます。現在、300ほどの提案を、今3つのグループに分けて、現在、

12月9日に第1回の小委員会を開催したところでございます。

こういうことを繰り返しながら、最終的には行政改革委員会に検討、そして、いろんな形で決定しながら実行をしていきたいと考えております。

順序が逆になりましたけど、そういう法に基づいた監査について、我々としては適正に処理されていると感じておりますし、御指摘があった分については、やはり一緒に考えて前に進もうと感じているところでございます。

以上です。

○教育長(佐藤 賢一郎君) 川上議員の御質問にお答えをいたします。

校長住宅に対する考えについてということでございますが、現在、7つの学校、その隣接地に教職員住宅、そして、校長住宅という名称で住宅が設置されております。そこには学校管理者としての校長が現在住んでおりますが、確かに御指摘のあったように、一部無人と思われるというような、と見られても仕方がないような、管理が余りよくないところがあったことは事実でございます。

そういうところにつきましては、私どもの技術員の皆さんも、やはり除草に回ったり、そういうところから得た情報をもとに、住居人に対してやはり適切な指導というのはその都度指摘しているわけですが、十分でなかったということはあります。それはそのとおりでございます。

なお、この校長住宅を使用するかどうかということにつきましては、川南町に転入が決まった時点におきまして、個別的にもお一人お一人に対して町の姿勢はこういうものであるということを私のほうから申しまして、住んでもらうことを求めていますし、また、公的な校長会の最初の会におきましても、住居をちゃんと使うようにということでお願いをしております。

そういう形で、現在、家賃収入というのはそれぞれの7軒、ちゃんと納入をされております。

それから、その住宅というのが、学校経営の構想、あるいは地域とのつながり、そういうものを地域にしながら情報を把握しながら、いろいろ案を練っていく、そういう大事なやかたであるということは、校長本人も十分承知しておるし、私たちもそういう認識しております。

ですから、十分そこを利用してもらいながら、やはり地域に信頼される学校づくりというものとして使っていかなければならないということは、そのとおりだというふうに思います。

今後につきましては、管理面も含めまして、やはり、教職員住宅として設置をしていただいているわけですから、住んでもらうことをまず求めていくことを続けていきたい。

ただ、終戦後の住宅事情の非常に窮乏していた時代とは違うそういう情勢もありますけども、しかしながら、学校というそういう地域の中にある子供たちの教育施設の責任者、そしてまた、地域との橋渡し、いろんな面で大事な役割を学校長というのは担っていますので。

やはり、現在の教職員住宅は、最初は平成5年に建設をされていますので、この住宅が住

むに耐えない、あるいは非常に大幅な改修なり何なりが、そういう事態が出てきた段階においては考えなくてはならない、どうするかということは検討しなくてはならないし。

それから、学校にいろんな連絡をしても、あるいはそこに、たまたま留守をして連絡がとれない、そういう非常な場合の連絡の体制というのは、どうするかということは、今後構築をしていかなければならないだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○代表監査委員(三角 巖君) 川上議員の質問にお答えいたしたいと思います。

監査でございますけれども、この監査報告というのは、地方自治法なり、あるいは川南町の監査委員条例、それから、監査規程、そういった法に基づいて監査を実施しております。

それと、年間こういったことはやりなさいというその基準の中に示されておるわけですが、通常、例月検査と、それから、定期監査、決算審査、あるいは財政援助団体への監査、そのように規定がされておる。それに基づいて監査を実施しております。現在行っておる監査は、大体年間80日前後ぐらい、監査日程で80日ぐらい監査を実施しておる。

まず、5月に定期監査を行います。これは、経営の監査といえますか、行政監査のほうでございます。書類監査ですが、これを行っております。大体7、8日か10日ぐらい。それと、6月には指定金融機関の監査。

それから、7月に水道会計の決算審査、それと、学校備品の監査、これが大体7校ありますが、大体2,000点か4,000点ぐらい備品があるわけですが、これは全部を監査するようにしております。全部書き出ししていただいて、監査をしております。それと同時に、備品監査するとき、学校の外観とか、そういった資産の監査も行っております。

それから、8月に決算審査。それから、最近では財政健全化事業、この審査も行っております。それから、10月に定期監査。これは備品監査ですが、これも1週間程度ぐらい行っております。それから、1月に財政援助団体の監査といったようなことで監査を実施しておるところです。

監査指定事項ということで、それは改善されておるかといったような問題がありますが、ちょっと書き出してあります。監査はどのような指摘を行ってきたかという、これはほんのごく一部ですけれども、まず、例月定期出納検査、これは大体25日以降に前月分を3日ほど、水道会計1日、一般会計と特別会計を2日に分けて監査をしております。

これにつきましては、通常の前月動いた全部の現金出納関係、これが出し入れされたものを、全部監査をしておるわけですが、1件ごとの伝票を全部精査しておるところであります。こういった毎月ですので、いろんなことを申し上げるわけです。これはちょっと引かかるなどというのは全部、これは、ただ書類だけを見てる。

それから、5月に実施します定期監査、これにつきましては、今年の5月に行いました定期監査では、職員の健診受診率の向上なり、それから、町民の受診率の向上とか、そういったもの、それから、職員研修の促進とか、施設の利用促進、いろんな施設が、町民が使う施

設がたくさんありますけれども、それらの利用促進、それから、町有地の利用について、それから、個人世帯の増加がしております。

先ほど米山議員が、これは議会でいつも問題になるようなことは、常に監査のときに、職員に、「議会でこういう質問があったが、それはどのように改善されておるか、実施されておるか」といったようなことをやっております。

それから、職員の町内通勤、これは以前から申し上げておりますが、やはり、町職員はなるべく町内に住んで、そこから通勤していただきたいということ。今でも20名ちょっとぐらいが町外から通勤しておると。

それから、川南温泉の老朽化の問題も今年、話題にしております。

それから、水道会計の決算審査、これは決算審査ですので、8月は一般会計と特別会計の決算審査でありますけれども、これは、この議会であります、予算に対してどのように実行されたかといったようなことを、実行をただするだけでなく、それは非常に公正に実行されておるか、実施されておるか、あるいはなるべく費用のかからないようなことで、合理的にとにかく実施されたかどうか、そういったものを聞いておるところであります。

これは常に、水道会計も、決算審査も、未収金、この問題は特に、不納欠損が出ておりますので、そういったことがないようにということで、特にやっております。

それから、財政健全化、これは報告したとおりです。

それから、10月に行います定期備品監査では、不要な備品については除却処分などせないかんではないかといったようなこととか、すべて、保育所から消防機庫、14部あります。

それから、公民館とかスポーツ施設とかいろいろあるわけですが、全部町内をくまなく回って、そういった施設の関係をやっております。

それから、補助団体の監査、今年の1月ですが、79団体の117の補助金が21年度分をしたわけですが、あると、大体いつも150前後ぐらいの補助が、多いときには200件以上の補助金が出ておりますけれども、大体100件余り常に補助金を出しております。それらについて、全部はできませんので、これは定期監査なり決算審査のときに通常見ますが、特別見ますのは、5つから7つ程度ぐらいを見ておるところです。

そういった指摘の中で十分に対応をなされておるかといったような質問がありましたけれども、いろいろこう指摘をする中で、即対応ができるもの、それから、非常に時間のかかるもの、例えば未収金など、常にやります。しかし、これにつきましてはなかなか、こっちを解消すれば、また新たなものが発生するとか、そういったもの。ただ、固定化しないようにということで、常にやっております。

それから、これは指摘というよりはあれですが、新富の過労問題といったものが出ておりましたけれども、職員の健康診断も含めて、例月現金出納検査のときに、職員の給料も全部出てくるわけですが、給与明細が。その中で常に見るのは、時間外のところだけは特にずっとしておる。

特に時間外手当が多い場合、去年の場合は口蹄疫の関係で非常に時間外の発生がありました。しかし、平常の年で時間外の特に多い職員がおる場合には、その課長を呼んで、どういったことで一職員に、やっぱり平準化させなくてはいけないのではないかとといったような話等も行ったりしております。

それから、今後の対応策といったようなことでありますけれども、問題は、考えておるところは、先ほど指摘のありました町有地のそういった施設は全部、大体見て回っております。しかし、言われましたとおり、森林とか原野とか、たくさんの町有地を持っておるわけです。行政財産は目的を持ってあるからいいわけですが、普通財産のほうは、特に見ていないというのが実態です。

これは、現地に行って、やっぱり一遍は確認しておかないといけないのではないかなということ、担当部署のほうとは話をするのですけれども、実施しておらないと。いつも決算審査のときに出てまいります財産に関する調書、これで、毎年毎年の動きは全部議会にかけられて、全部取得なり処分なりされております。それを見て、いろいろ質問をしたりして、それで済ませておると。実際に現地を行って見ておらないというのが実態です。

ただ、言っておりますことは、遊休資産については、処分できるものは処分をして、その土地なりを活用すべきではないかと、そのままやると管理費がかかるばかりだと、やっぱり危険ですので、冬場あたりは枯草になったり、雑草が生い茂りますと。そういったことまで指摘をしたりしておるところであります。以上です。

○議員(川上 昇君) それぞれ御回答をいただきました。

まず、最初に質問しましたように、町有地について伺いたいというように思います。

ただいま監査委員の三角さんから、土地のことも言われましたけれども、実は、私がなぜ今回このような質問をしたかといいますと、今、監査委員からも話がありましたように、遊休地、こちらに、質問の要旨という部分で、「遊休地となっていないか」というようなことも書いておりますけれども、行政財産につきましてはまず置いておいて、普通財産のほう。

こちらで、特に山林あたりも含めて手がついていないのが現状ではないかというふうに思っているところです。

それと、特に平野部では、町有地につきまして、場合によっては個人の建物、あるいは堀なり、例えば植木ですとか、だれがどう見ても町有のものではないと、個人ものが現在にあるのではないか、建っているのではないか、植えてあるのではないかというようなことを今感じているところです。

この辺の部分について、具体的なお答えをいただいておりますので、実際、遊休関係、あるいは町有地に対してそういった個人の建物がどのようになっているのか、そこについて伺います。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの質問にお答えいたします。

現状といたしまして、町有地であるにもかかわらず、個人の生垣とか植木があるのは事実

でございます。

最初に申しあげましたが、それを今年度中にまずデータとして把握する、そして現場に行く、そして、個人の部分に関しましては、やはり、その本人も、その方も町有地と知らずに、当然自分の土地であろうということで使われていると感じております。そういうことに関しましては、今後、やはり町有地である以上、売却という形をとっていくと考えております。以上です。

○議員(川上 昇君) ぜひお願いしたいと思うのですが、先ほども冒頭にお話しがありましたように、戦後66年たつわけですか、軍用地といいましょうか、国有地が非常に多くて、当町川南町については独特のそういった土地の問題があるのかなとは思っておるところですが。

ただ、もう60年たっております。今までにも何かしら手は打てたはずなのでしょうが、ここに至って、来年からこういうふうにしますよと言われても、正直言いましてびんときません。なぜ今なのかというふうに思うのが実は正直なところですよ。

それと、監査委員からもお話がありました。遊休地については町がずっと経費をかけながら、あちこち草刈りを、例えば町の経費で草刈りをやっているというところもあるやに伺っております。そういった経費の節減は当然ながら、逆に今度は税金をかけて町の財政のほうに一部として使うのだというような方向に持っていくようにしないと、いわゆる、表現がうまくないかもしれませんが、ぜい肉を落として、すっきりしたところで、そっちを目標にやっていかないと、いつまでもたっても、先ほど私が申し上げましたが、行政財産も含めると、川南町の土地の10%以上あるわけですから、大変な、膨大な面積であります。

これは本当にどこかで気合いを入れて、例えば専属の部署でも設けて、それを管理、処理していくと、手続をしていくということをしていかないと大変なことになるのではないかと、いうふうに思います。

先ほど、確かに個人の例えば庭木ですとか、生垣とかいう話がありましたが、現実にあるということですので、いつまでも放っておきますと、世の中には「既得権」という言葉がありますが、「これは30年も50年も私の家が建っているのだよ」、「私の生垣が立っているのだよ」と、「私の庭木が立っているのだから、これは私のものだ」と、「おれのものだ」と言われてしまうとちょっと厄介ですので。

やっぱり、今さら、今までのことを言ってもしょうがないのですが、一日も早いその辺の判断と、それから、実行をお願いしたいなと思うところがございます。

そういうふうに思っているものですから、今回質問をしたということなのですが、ひとつその辺は私も申し上げたいというふうに思います。

それから、新しくシステムを入れるということでしたが、膨大な面積というのは皆さんもちろん御存じのとおりなのですが、筆数といいましょうか、枚数といいましょうか、この辺、あるいは図面、町で管理しなければいけない町有地についての図面、地図を見れば、例えば

その町有地については赤い印で一目でわかるというような、そういったシステムなり管理台帳とか、そういうのは作成されていないのですか、伺います。

○総務課長(吉田 一二六君) 川上議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在、固定資産関係につきましては、税務課の図面、これと、簡易な図面は総務のほうで持っておりますけども、現在、公有管理システム、これを一応構築をしております。

これについて1筆1筆のデータを管理するということになりますので、これにつきましては、今度、パソコンの図面上で色分けが全部できるようになります。それにつきまして、今後、管理をしながら、現場にまた行くことになろうかと思っておりますけども、それによって管理をしていって、売却できる資産に関しましては、一応売却していくという方向で進んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○議員(川上 昇君) 管理と申しますのは、特に土地あたり、建物もそうなのですが、固定資産と申しますか、その辺の不動産の管理というのは、現物管理も大事なことで、あくまでも事務管理ばかりに走らずに、同時進行でやっていただきたいというふうに思います。

それから、聞くところによりますと、当然、登記の問題も出てくるでしょうから、経費はだれが持つのだとかいうようなこともあるのですが、私も勉強不足という部分はあるかもしれませんが、地方財政法に「市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費」というのがありますが、皆さん、当然御存じのとおりなのでしょうけども、その辺も含めまして、できる限り個人には負担をさせない。町のほうで見なければいけない部分については見ていくということも大事なことかと思っております。

ただ、町の財政を考えるに膨大な筆数、あるいは登記が必要になってきた場合に単年度でその経費を出すというのなかなか大変な部分があるかもしれませんが、計画的にやられたらいいのかなというふうに思っておりますので、そこを申し上げたいというふうに思います。

それでは、続きまして、2つ目の校長住宅の件で伺いたいというふうに思います。

教育長からお答えいただきましたけども、私は7校の校長住宅があるというふうに、当然ありますけども、入居者もいらっしゃるといふふうに伺えたのですが、幾つの住居に入居、幾つは未入居と申しますか、入っていないというふうになっているのでしょうか。具体的な数字でいま一度お願いします。

○教育長(佐藤 賢一郎君) お答えいたします。

7つの住居につきまして、先ほど申し上げましたように、住民異動票上、その住宅地の住居に住んでいる、そういう形にしてあります。1つの住居地につきましては、かなりあいている、住んでいない状況というのがわかりましたので、これは、先ほど議員もおっしゃったように、学校の責任者、そしてまた、地域とのつながり、いろんな面で、やはり住むのが望ましいはずだという私のほうから指導をしております。

そのほかの6つのところにつきましては、ほぼ1週間ずっと住んでいるというふうに報告

を受けております。以上でございます。

○議員(川上 昇君) 私がたまたま、近くに学校があるのですが、私が見ている住居だけが入っていないということになろうかなというふうに思うのですが、当然7つの校長住宅からは家賃がもらわれていると、当然もらっているよというような話でございましたけども、入居されていない住居からも家賃をもらっているというような解釈でよろしいのでしょうか。伺います。

○教育長(佐藤 賢一郎君) やはり、そこに住居を、入居申し込みをしていただいておりますので、入居費はいただいております。

○議員(川上 昇君) 先ほど一括質問の中で私、申し上げましたように、宮崎県教育庁の生涯学習課の資料が、ここに実は私、持ってきているのですが、「あくまでも学校は地域と密接なかかわりを持って、連携プレーをとりながら子供を育てていきましょう」というのが、これは宮崎県教育庁の資料ですが、当然、川南町も同じだと思います。

学校の最高責任者といえば、現場責任者という意味も含めて校長だと思うのですが、その校長が、少なくとも1校は地元にはいないということなのでしょうけども、地元にとってみれば、その地に学校があるというのが一つの喜びであって、学校というのは、未来の、この川南町、広い意味では国民、全世界とは言いませんが、日本を支える若い宝でございます。

そういう子供たちを健全育成していくためには、本当に地域と学校が一体になると、その中には当然、学校の責任者の校長がいなければいけないと、地域でも行事あるごとに、かつては校長先生も行事に参加されておりましたけども、私の地域におきましては、今、何年もそういった姿を見ておりません。

そういう意味も含めまして、校長が地域に先頭を切って溶け込んでいって、地域と学校と連携プレー、密接なつながりをつくっていくのだと、その立役者になるのだというふうに理解するわけですが、ここ辺についてはいかがでしょうか。教育長、お願いします。

○教育長(佐藤 賢一郎君) 御質問にお答えをいたします。

確かに、学校が期待されている役目というのは、今言われたような点もあると思います。そしてまた、地域との連携という場合において、当然、昼間の土曜日だとか、あるいは日曜日、いわゆる学校の授業日以外にどうかかわり方をするかというのも一つの大きな点だと思います。

いわゆる生涯学習の、県の生涯学習なり、あるいは町、本町でもそうでありますけども、生涯学習の面で計画をするさまざまな行事というのは、ほぼ昼間であったり、土日であったりすることが多いわけでありまして。

そういう面で、努めてそういう行事には、やはり学校の代表として川南町、あるいは川南町教育委員会が主催をする案内文書、そういうものが届いたときには、校長、もしくは教頭が必ず学校として出て、子供たちの様子や、あるいは地域の人たちとのかかわり、そういう面について、やはり努力をし、そしてまた、具体的にしているということを通して、地域の

人たちとの信頼を生むような気概を持って行ってほしいということは申してきましたし、そのようにしてもらっていると思います。

もちろん、いろんな程度の差というのは、あるのは事実でございます。でありますので、確かに夜明けがつかないところがあるというのは、ある意味においては、今、いろいろ地域にとって不安な、あるいは、そういう生涯学習、あるいは地域とのかかわりの中において少し寂しいなという思いがするのは、また事実であろうというふうに思います。

でありますので、努めてそういう夜のいろんな、例えばPTAの会とかはもちろん夜ございますし、その他の地域の行事につきましても、積極的にやはりかかわりは持ってほしいと、そういうふうに伝えて、また、私どもも指導をしてきております。

ですから、ただ指導をしたり、お願いをしてきているというのは、従来に比べて若干入居しなければ、いわゆる入居を義務づける、そういうものというのはだんだん薄れてきているといいたいまいしょうか、そういう、住ませるといことが行政的に非常に難しい時代になってきているということも事実であります。

あくまでも、ですから、そういう自分の置かれた立場というのを自覚した上で、住んでほしいという状態でありますので、今後、それを強制すべきものに変えていけるのかどうかということは、今後、十分研究していく必要があるかと思えます。

○議員(川上 昇君) 聞くところによりますと、校長住宅も校長先生は住んでいないのだけれども、例えば、参観日はないにしても、運動会の慰労会だとか打ち上げといいたいまいしょうか、それとか卒業式だの、何かの行事のときには、そこでいろんな会合をやって、酒宴をやっているのだと、それで使っているよというふうに思われるのも寂しい部分があるなどは思うのですが、いずれにしても、せつかくの財産ですので、当然町の財産でもありますし、学校の財産でもあるのではないかとこのように解釈しているところなんです。

やっぱり、ある財産は有効に使わなければいけないと、先ほど教育長が言われましたけれども、時代背景があって、なかなか、例えば30年前、50年前とは同じような手法といいたいまいしょうか、同じような考え、同じような状況ではないから、校長住宅に強制入居してもらおうというのが時代に合っているかどうかというような話もありましたが、そういう部分もあるのかもしれませんが、ただ、やっぱり地域とのかかわりと、子供たちを含んだ地域とのかかわりと、いう学校であれば、やっぱり学校長みずからが中に入ってきていただきたいなと私は思うところでもあります。

せつかくある財産ですので、まさかそこを取り壊すだの、違う入居者をと考えるのは、いずれ、ひょっとしたらそういう場面が来るかもしれませんが、住居として使える以上はやっぱり有効に使っていただきたいなと、使ってほしいものだというふうに思いますので、その部分については申し上げたいなというふうに思います。

それでは、続きまして、最後の監査ということになりますが、監査委員から随分細かい説明といいたいまいしょうか、お話までいただきましたので、私が言う部分がなくなるようなところもあ

るのですが、なぜ私がこの監査について今回、質問に上げたかといいますと、先ほど一括質問の中でもちょっと申し上げましたが、当然監査されるほうは粛々とその根拠に基づいて決められたことをされるわけです。

受けるほうなのですが、ただ、先ほど言いましたのは、単に受ける身になるなというふうに言いましたけども、要するに受ける側が常に、だから、いつ監査があってもいいよと、例えば定期監査だったら5月と10月でしたか、そういうふうに決まっているわけですが、随時監査するというのも場合によっては必要なことかもしれません。

そこに何か不正があるからどうかという話ではなくて、年間通して、例えば、民間会社では自主検査員というのを設けていまして、監査は当然やるのですが、監査以外に総務関係の職員が抜き打ちで監査をしたりしている会社もございます。私もその会社出身なのですが。

やっぱり監査のレベル、あるいはその本人たちの職務のレベル、知識、教養を上げていくためには、やはり緊張感を持った仕事をしていかないとなかなか上がらない、能力が上がっていかないということも含めて、今すぐ役場のほうにもそういう検討が必要ではないかということも申し上げませんが、今後、違った形で、せつかくの監査を有効に使うというふうに私は思うわけですが。

先ほども、町長もおっしゃいましたが、監査の今後について、さまざま考えはあるのでしょうか、この部分だけは取り組んでいきたいということを再度また伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御質問にお答えいたします。

川上議員が、やはり民間意識を意識されたようないろんな御指摘をいただくことに対して、非常に感謝をしているところでございます。

監査を受けて、「不備がなければいいのか、不正がなければいいのか」ではなく、では、どういうふうに使えばもっと有効に、もっと町のためになるのか、そういう視点において、それは、議員の質問と重なりますけど、受け身ではなく、そういうのをステップとして、では、もう一度見直す機会にしたいと、そういう意思を込めて今後取り組みたいと考えております。

○議員(川上 昇君) いずれにしても、前回の一般質問で私申し上げましたが、組織は、やっぱり人、特に管理職になった皆さん方、大勢いらっしゃいますが、やっぱり後継者といえますか、人づくりをしておかないと、例えば、幾ら役場だかといっても、民間会社であっても、後身が育たなければ組織としては成り立たなくなってしまいます。当然、前進もないわけです。

やっぱり「人材」の「ざい」は、「材料」の「ざい」ではなくて、「財産」の「財」だということを常に頭に入れておいていただいて、常に自分自身の目の前のことばかりではなくて、5年先、10年先、自分の子供の時代とかいうところまで長期に見ていただいて、人づくりをぜひしていただきたいなど、それが一番大事なことだと私は思っていますので、それ

に関連してといたしますか、監査についても常にそういうふうに思っているわけです。

先ほど、自主監査と言いましたが、その辺も含め今度、御検討をいただければ非常にまた違う意味でいいのではないかというふうに思います。

それと、監査指摘については、町で情報を共有するという話をしましたが、当然その指摘に対してどのように対応をしていくかと、もちろん町の職員全員というわけではないのです。

その部署部署のそれぞれの責任者あたりぐらいまでには、指摘に対する対応策についての回答内容まで情報を共有していただいて、町長が以前おっしゃいましたけども、特に課長については、どの課に行っても対応できる管理職にという話でしたが、その辺もあれば、特に、組織としての情報を共有しておかないといけないのではないかというふうに思うところ です。あえて申し上げさせていただきますけども。

とにかく今回、私が言いたかった監査についての思いというのは、先ほども言いましたけども、情報を共有する、それから監査指摘があったら恥だと、職場の恥、職員の恥、それから、先ほど言いましたけども、自主検査体制という自律監査体制、こういった取り組みが今後もし取り組んで、検討の材料になればということがありまして、あえて申し上げさせていただきます。

若干、時間も残っていますけども、いろいろ質問をさせていただきましたけども、この部分はいいかなというような部分がありましたら、ぜひ取り込んでいただくことをお願い申し上げます。私の質問を終わります。

○議長(山下 壽君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時07分休憩

.....
午前11時17分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、内藤逸子君に発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 発言通告に基づいて質問いたします。

2点について質問します。

第1点は、保育所運営にかかる町の責任についてです。

今、民主党政権のもとで、現行の公的保育制度を解体する「子ども子育て新システム」が論議されています。新システムは、直接契約、利用者補助、保育料の応益負担などを柱とする仕組みであり、待機児童解消を名目に、多様な事業者の参入を図るとして、事業者指定制度を導入し、保育を市場化、産業化することがねらいです。

しかし、協議を重ねるごとに、「幼保一体化するのは無理がある」と小宮山厚生労働大臣が述べるぐらい異論が続出しています。

その一方で、変わらないのが公的保育の解体のねらいです。市町村の保育実施義務をうた

っている現児童福祉法24条を全面的に改訂しようとしていること、こども園に株式会社の参入により、保育の市場化、産業化の流れが鮮明になっています。

町長は、国と自治体の責任で保育・子育て支援施策を拡充し、十分な財源を確保するよう国に要望すべきだと思いますが、いかがですか。

本町は平成21年以降、行政改革の名目で保育所の民営化を進め、既に十文字・東保育所が町の運営から離れました。現行の保育制度のもとでは、町立でも福祉法人の運営でも施設や職員の配置基準のもと保育を提供する自治体の実施責任は変わりません。

町長は、今後とも私立保育園を含め、入所の適正措置、施設や職員配置基準、保育料問題など、町の実施責任を果たしていく考えに変わりはないでしょうか。お伺いします。

次に、十文字・東保育所の民間法人移譲後の運営状況についてです。

十文字は、定数60人に対し68名の園児、120%、職員23名での対応です。東保育所は、定数60名に対して、ゼロ歳から就学前の82名、136%が在籍し、職員20名での対応のようです。定員オーバーによる詰め込みで、幼い子供の安全が守れるのか危惧されます。民営化後の運営状況等の調査はされたのでしょうか、お伺いします。

次に、山本、記念館、野田原の3つの保育所を廃止して、1カ所に民設民営の保育園を設置しようという問題です。

公的保育の重要性が求められている今日、地域に密着し、親しまれている山本、記念館、野田原保育所は、町の責任で運営を継続し、子育て新システムの議論の行方を見守り、制度改革を食いとめ、すべての子供の保育を受ける権利と、発達を保障する自治体の足場にすべきではないでしょうか。町が手放した後では、生きた主張にはならないと思います。いかがでしょうか。

第2点は、国民健康保険税についてです。

高過ぎる国保税を納めることができず、全国で4,000万人の国民が加入する国民健康保険は、4割近い滞納により、今、土台を掘り崩すような危機に陥っています。町民が悲鳴を上げている高過ぎる国保税、国保税を引き下げたり、据え置いたりする例が全国で広がっています。国保税を引き下げる考えはないか、お尋ねします。

日本国憲法25条を具体化し、日本の誇るべき皆保険制度の土台をなしているのが国保です。この国民皆保険の最大のポイントは、日本国民に安心して医療を提供するということです。

川南町では、昨年の滞納世帯は3,282世帯中534世帯です。国保税の収納率は毎年下がっているとお聞きします。短期保険証の発行が143世帯で、短期保険証の期限切れ、または未送付の世帯が230世帯と聞いております。この方々は病気のと看どうされているのでしょうか。どのような取り扱いがされているのか伺います。

子供の医療費無料制度の拡大について、現在は小学校入学までとなっています。木城町や新富町で中学卒業まで無料化されています。川南町も入院・通院ともせめて小学校卒業まで子供の医療費を無料化するよう求めます。

○町長(日高 昭彦君) 内藤議員の質問にお答えいたします。

大きく2つのことを質問されたかと思います。保育所運営のこと、もう1つは国民保険税についてのことであります。

まず、保育所についてですが、御承知のとおり、御指摘がありましたとおり、すべての子供に健やかな育ちを支える環境を保障する。そして、住んでいる地域に関係なく普遍的な保育の必要性があると、それが求められております。

児童福祉法において定められているとおり、保育に欠ける児童、つまり親が面倒を見ることができない、そういう、仕事等、いろいろな状況があつて、そういう子供たちに対しまして、市町村が保育の義務を実施するということが定義されております。

その件に関しましては、民営化であろうとなかろうと、いろんな業務をやっている。すべての入所受付、いろんな把握を含めて、町の責任としては十分に取り組んでいるところでございます。

また、2番目の十文字、東保育所の運営状況でございますが、定員オーバーで大丈夫かという御指摘もございましたけど、これは、やはり、逆に言いますと、人数が多いということは、それだけ評価が高いことであるという認識もできるかと思っております。

中身につきましては、当然、町営時代、町が管理した時代に比べましてどうかということではありますが、現状においては、休日に預かったり、病後の子供さんを預かったりという延長保育、一時預かりなどの充実も図られており、サービスの低下というよりは、非常に良好な評価をいただいております。

3点目の山本、野田原、記念館の統合についてでございます。御指摘のように、やはり、町もいろんな意味で、町営であること、それが絶対的に悪いことではなく、また、民間に任せることだから悪いという話でもなく、大事なことは、子供たちのためにどういう、そういう保育ができるかということでもあります。

現状におきましては、第4次行政改革大綱及び集中改革プランに位置づけされておりました、町の政策会議を経て、教育委員会協議、そして、議員の皆様への説明状況をしてきたところでございます。そして、再度地元にも、3保育所関係者についても御説明をさせていただきました。いずれにおいても異論は出ていない状況であると認識しております。

先日より、民営化するための実施法人の説明会も行ってきたところでございます。今後とも、やはり、町営であろうと、私立であろうと、子供たちにとってどんな体制がとれるのか、それは町として変わらぬ姿勢で今後とも責任を果たしていきたいと考えております。

次に、国民保険税のことでございますが、高過ぎるので下げてはどうかという御指摘をいただきました。いろんな意味で御指摘は十分理解できるのでございますけど、現状といたしましては、上げるしかないというぐらいの可能性でありまして、下げることを検討するのは非常に困難な状況であると認識しております。

町におきましては、平成21年に大幅な値上げをいたしているのも認識しております。また、

口蹄疫の関係がありまして、来年度から、まだ被災農家の所得の現状復帰が見込めないであろうという、そして、つまり、大幅な保険税の税収が減収するのではないかということは見込まれておりまして、繰り返しになりますけど、やはり、今の現状を最大限守っていくのが、今残されている状況だと考えております。

保険証の未発行のということでございましたけど、数字的には若干ずれているのかもしれませんが、実際、未発行の方がいらっしゃるの事実であります。保険証の更新時期であります9月中に簡易書留で郵送しておりまして、国民保険税の未納がある世帯につきましては、納税相談案内ということで文書を郵送させていただいております。

その後、交付判定基準、いろんな条件がありますが、納税相談後において、短期の保険証でありますとか、そういう形で相談に乗りながら対応をさせていただいております。今度もそういう納税相談、機会を確保するというので、少しでも未交付世帯を減らしていく考えでございます。

この件に関しましては、現状として国に要望をしているのかどうかという御指摘もございましたけど、県内市町村すべてで、やはり、正直申しますと、一市町村、そういう自治体で広域で対応をしていただきたいと、県一本で対応をしていただきたいという要望は常に国に対してやっているところでございます。

最後に、子供の医療費の問題でありますけど、御指摘のとおり、無料化をされている市町村があるのも事実であります。

川南町におきましては、県の指示するところよりも自己負担額、若干下げさせてもらっているところでございます。子供のために本当にいろんな形で医療も含めて取り組みたいのは、我々としても十分承知しているところでございますけど、やはり、いかんせん経済の状況というのと両方見ながら、今後とも取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議員(内藤 逸子君) 子ども子育て新システムについてですが、町長の見解を述べられましたが、第一に、市町村の保育実施責任をなくす。今までのように自治体と保護者が契約して、自治体の責任で保育を提供するという形ではなくなり、自治体は介在せず、個人と保育所、施設が直接契約して、自治体は保護者に対して補助金という形で給付する現金給付、個人給付にシステムを変える。

第2に、応益負担。介護保険と同じように、サービスの利用に応じて給付する。町村は、その費用給付の支払い責務が中心になります。利用者の負担は、今のように応能負担ではなく、「使った分を平等に払う。その一部を保障する」という応益負担が基本になります。子供の成長、発達や家庭の状況を踏まえた福祉としての保育から、サービスの利用に応じて支払うことになります。

第3に、指定制度の導入。現在、国や自治体の認可制度によって財政保障がされています。この公的保障をやめて指定制度にして、株式会社の参入や、無認可の施設の受け入れ、施設や運営の最低基準が危ぶまれます。保育の公的責任をなくす制度変更をとめることがまず大

事だと考えませんか。いかがですか。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの質問にお答えいたします。

繰り返しになるかとは思いますが、まず、子供のために何が必要なのか、これから市町村、自治体がどう取り組んでいくべきものなのか、それは常にテーマとして存在していると感じております。

「福祉としての保育からサービスとしての」という文言もあったように記憶しておりますけど、民営になろうと、市町村が責任を持ってそういう手続、いろんな状況を把握するということについては何ら変わらず、今後とも責任を負うべきだと考えておりますし、そうしていっていると認識しております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 十文字・東保育所の運営状況と、保育の公的責務を果たす課題です。

昨年民営化して特別な問題はないとのことでしたが、私立保育園は、経営者の理念に基づいて運営される保育園です。一方、公立保育園は、行政機関として、地域全体に責任を持って保育に当たっている。それぞれ性格も役割も運営形態も違うものです。

川南町の保育をどう充実させるのかがとても大事な問題です。民営であれ、公立であれ、保育に責任を持つのは変わらないといつも言われます。2つの保育所を民営化してどのような利点があったのですか、お尋ねします。

○町長(日高 昭彦君) 2つを民営化して、どういうところが良かったかという質問でございしますが、まず、私が今の職にあった後に保育所のほうを視察させていただきました。

それは、町営の保育所も私立の保育所も含めてでございしますが、やはり、私立であれば、経営者の理念で経営するという御指摘は当然かと思いますが、私が見た感じにおきましては、子供たちのそういう生活しているリズムでありますとか表情を見て、そのことがサービスの低下につながっているとは全く思えず、逆に、いろんな工夫をされているのが私立のほうであったと感じております。以上です。

○議員(内藤 逸子君) 公立保育園の民営化で、財政上は怎么样了のでしょうか、お答え願います。

○町長(日高 昭彦君) 財政上の御質問でございしますが、明らかにそういう健全な方向に進んでいると感じております。

それは、職員削減ということにもつながっているとは思いますが、やはり、今、公務員が、役場が求められているものは、役場でしかできないことはしっかり役場でやる、民間でできることは、やはりそこはお願いすると、川南町においてもそういう姿勢で、よりよく住民のため、そして、子供たちのためにこれからも考えて、いろんなことを取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議員(内藤 逸子君) 財政上の問題というのは、民営化して、町の予算というのですか、

今まで、公立のとき使っていたのと、私立で使うのとどう違ったのかというのを聞きたかったのですが。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの質問にお答えいたします。

財政上ということで2点ほどあります。それは、明らかに職員に対する人件費の削減にはつながっております。

もう1点は、財産として、先ほど川上議員からもありましたけど、そういう財産を持っているときの維持管理費、その分においても財政的にはよくなっていると考えております。以上です。

○議員(内藤 逸子君) 公的保育制度の解体が進められようとしているとき、山本・記念館・野田原保育所の廃止、統合民営化の計画の撤回、見直しは急務ではないでしょうか。公的保育所の水準は、自治体の保育レベルの指標です。公立保育所の水準が高いと、そこを目指して民間の保育所のレベルも上がると言われます。民営化が進めば、その指標もなくなり、保育レベルも下がります。

自治体の実施責任の後退と並行して民営化が進めば、保育はますます個々の保育園任せになってしまいます。それで本当に子供たちにいい保育を保障できるでしょうか。町長、いかがですか。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの質問にお答えいたします。

保育のサービス低下、そういうことが起こっているのではないかという御指摘かと思いますが、私が視察したり、いろんな状況を把握する限りにおいては、そういうことは起こっていないと認識しております。結論といたしまして、民営化によっていろんなことが低下するとは考えておりません。以上です。

○議員(内藤 逸子君) 山本・記念館・野田原保育所の廃止と、山本小学校敷地内への統合施設の設置問題についてお聞きします。

山本、記念館、野田原保育所の統廃合民営化問題については、平成20年以来の地元説明会の状況、問題点について質問をしてきました。今日、統廃合を既定の事実として廃止後の統合施設の設置場所の協議がされています。本年6月、町議会全員協議会に提案された町の説明資料には、山本小学校敷地内に設置したいとの説明でした。

山本、記念館、野田原保育所での説明会資料と、私たち議会での資料の違いはどうなっているのでしょうか。健康福祉課の説明によると、資料の中で「民営化に伴う保育内容の充実により、入所児童・保護者のニーズにこたえられる」と書かれています。今の町立保育所は、保育内容が充実していないのでしょうか。

健康福祉課の職員自身の口から「民間になってとてもよかった」と説明されていますが、これは職員として、公正な立場での説明としておかしいではありませんか。町の保育士の役割を理解しているのでしょうか。

町立では、長時間保育は取り入れていない、民営化になって長時間子供を預けられるから、

親にとって便利であるから、そのようなことが言えるのでしょうか。子供の視線はないように思います。

山本小学校が広い敷地を有しているとはいえ。定員120人規模の保育施設に対し、1,800平方メートル余の敷地面積の提供と、運動場の共用使用について、町長の考えをお聞きます。

○町長(日高 昭彦君) 御指摘の点でございますが、山本、野田原、記念館のことで、今、我々が目指している方向性は、幼少一貫教育、つまり、小学生と幼児が一緒になって、その向こうに見える姿を想像して、今後取り組むべきではないかと、中高一貫教育でありますとか、小中一貫教育でありますとか、いろんな形で一貫教育が取り組まれている現状がほかにも例としてあると思っております。

では、なぜ小学校と子供たちが一緒にあることがいいのか、そういうことも含めて、小学生にとっては下の子供たちの面倒を見る、下の子供たちにとっては、お兄ちゃん、おねえちゃんたちとともに、今後、集団という中でいろんな生活のそういう知恵なり知識なりを体験できる、育成できると考えております。以上です。

○議員(内藤 逸子君) 資料の違いはどういうことでしょうか。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただいまの内藤議員の御質問でございますけども、あくまでも6月にお示した案につきましては、その前の段階で、大まかなスケジュールが議会のほうに示されたというふうに思っております。

その中で、山本地区につくるということについて、どういうふうな見解をとということで、再度4月に以降に検討した結果を議会のほうにお示したということで御理解いただきたいと思っております。以上です。

○議員(内藤 逸子君) あくまでも私たちがもらったのと、各保育所で説明された資料とは明らかに違うものです。そんな一貫性のないことでいいのでしょうか。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただいまの内藤議員の御質問にお答えします。

内容が全然違うということではなくて、議会のほうに御説明申し上げたのは、流れとして、野田原保育所から山本のほうに統合するということについては、以前にお話をされているというふうに解釈しておりますし、議会への御説明内容につきましては、山本のほうにつくらせていただきますよという考え方の説明でございまして、それと合わせた統合スケジュールを含めた案を各保育所のほうに御説明を申し上げておまして、全く同じ説明ではないと言われますけども、それぞれの立場に合わせた説明書をつくっている次第でございます。以上です。

○議員(内藤 逸子君) 図面に表示している設置場所は、小学校教室等と運動場の中間に位置するテニスコート、屋外バレーコートを囲み、樹木が適切に植栽されていて、小学生にとってすぐれた教育空間です。また、運動場に接する位置はスタンドになっており、学校の行事のほか、地域のスポーツ少年団や地域住民の諸活動と観覧の場として親しまれる箇所です。

図面による敷地には、運動場への通用路の東側のスタンドや少年団の借用施設、野球のバックネットに及ぶ位置です。学校施設は地域住民に開かれた場所ですが、特定事業者への施設の専用は適切ではないと考えます。町長、いかがですか。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの質問にお答えいたします。

既存の施設内に新しい施設をつくるという場合において、いろんな問題が発生することは承知しておりますが、そういうすべての問題を考えて、一つ一つ向き合ったときに、全体、トータルとして判断しますに、障害がないと考えております。以上です。

○議員(内藤 逸子君) 説明資料では、山本小内立地案として利点を上げています。要約すれば120人規模の統合施設の適切な用地を確保するのは困難で、小学校の校庭という町有地に設置するのが最も安上がりだということに尽きます。

山本小との連携がとれるとか、送迎の安全が図られるとありますが、小学校との連携は現在も十分可能です。送迎について、現在の3倍近い車両の出入りが予想されます。逆に過密になると思いますが、小学校・保育所連携のモデルとか、地域の人口減少を抑えられるなどと新たな利点を述べています。

山本小学校区の乳幼児が3倍になるのではありません。山本小の生徒の構成と、保育所の乳幼児の出生構成は異なります。また、人口減少の歯どめ論については、町内全域から乳幼児を迎える広域型保育所で解決することではありません。いずれも大規模保育所の設置を合理化する理屈ではないでしょうか。いかがですか。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御質問にお答えいたします。

再度同じことになるかもしれませんが、やはり、何かをするときの一つの障害が起こるのは事実であります。

そして、安全面、連携面、いろんなことを御指摘をいただきましたけど、現在において、小学校と保育園が連携がとれている、当然承知しておりますが、また、それにプラスして新たな意味での連携が発生すると考えておりますし、その安全面においても、今のそういう交通事情を踏まえて、より危険な方向には行かずに、やはり、トータルとして見た場合には、今予想している場所が最適であると考えております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 小学校と保育所連携のモデルとか、人口減少歯どめや地域活性化は、山本保育所はもとより、野田原や記念館が存続されてこそ図られる課題ではないでしょうか。野田原や記念館にとっては、保育所廃止によって、保育所と地域住民との絆や地域の活性化が失われます。

野田原は、2,488平方メートルの用地と、11月現在77人の乳幼児を保育しています。記念館は2,928平方メートルの用地と44人の保育をしています。それぞれ川南小学校の北部地区、3区、8区、9区、西部地区5区、6区、7区の子供に責任を負う保育所ではありませんか。そこを空白地にして、どうして小学校との連携とか地域活性化などと言えるのでしょうか。

町長の見解をお聞きいたします。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御指摘ですが、議員の申されます点があるのは重々承知しております。ただ、将来的に子供たちが川南町民としてたくましく育てていただくために、やはり、そこは一つの視点ではあるかとは思いますが、そこでもいろんな連帯感、集団の中での生活、そういうことを早目に体験していただくことも非常に大事な部分であると考えております。

もう1つ、地域とのかかわりについてでございますが、確かになくなるというのは寂しい部分はあるのは承知しております。ただ、現在において、こういう交通手段、それは自家用車を意味しているところでもありますが、こういう現在において、それなりに通園、送り迎えをされている保護者は多数おまして、それに関しての不都合も解決できると考えております。以上です。

○議員(内藤 逸子君) 山本保育所も2,541平方メートル、41人の入所です。無認可保育所の廃止によって増加しているのは事実です。現在の3つの保育所が施設規模にふさわしい乳幼児の出生と利用を図ることが町の使命ではないでしょうか。

統廃合を既定事実のように最良の方式と考えるから、小学校の敷地まで用地の対象にせざるを得ない。山本保育所が過密になるのを利点などと言い、記念館や野田原の地域の大切な用地や施設を不要にしてしまうのに何の痛みも感じないのでしょうか。

先日、私は記念館保育所のもちつき大会を見せてもらいました。地域の子供たちからお年寄りも集まって、お父さん、お母さんも集まって、本当に臼や杵を使って、昔のままのもちつき大会をやっておりました。本当にこんなこと、昔の餅つきというのを伝承していっているということは、地域にあるからこそできるのではないのでしょうか。

こんな伝統と歴史を持つ町の保育政策と町民の希望を奪うものではありませんか。お答え願います。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、地域との連携、そういう面があることは十分承知しております。歴史と文化、そういう大事なことを、そういうことで3つを統合してうまく引き継げるのかという御指摘もございましたが、今大事なことは、何が一番ベストなのかという選択ではなく、いろんな条件がありますので、当然、マイナス面が出てくる場合もあるかと思いますが、トータルで、やはりベターなほうを選ぶべきだと考えておりますし、物語にはやっぱり表と裏が存在するのも事実かとは思いますが。

今、川南町の使命は、子供たちを本当に明るく元気に、将来また川南を支えていただく子供たちに、我々ができることを最大限やるのが使命であると考えておりますので、多少のマイナス点があるのも重々承知はしておりますが、今選べる選択肢は、そちらのほうの方がベターであると認識しております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 確かに建築年数は記念館が昭和45年、山本が昭和49年、野田原が51年建築で、それぞれ40年から35年を経過しています。耐震補強など安全確保のもとに、今後、それぞれの改築計画の策定を図ればよいではないでしょうか。

現在の子供新システムの実施の場合には、保育の市場化、業界の利益追求の場になりかねません。行政改革の名による廃止・統合や、特定業者への小学校施設の提供は絶対にやめるべきだと考えます。学校施設の中に民間施設を建設するのに何の基準でクリアができたのか、本当に支障がないのか明らかにしていただきたい。町長の責任ある答弁を求めます。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの質問にお答えいたします。

それぞれ3つの保育所を、それぞれに改修という御指摘もあったようでございますが、やはり、一面性だけで町は運営できておりませんので、財政面を考えますと、先ほど質問をいただきました例えば国保税でありますとか、いろんな意味の財源なくしてすべてのことに取り組むことはできませんので、トータルで町の財政、今後の方向、これからの将来性、すべて加味して取り組んでいく考えでございます。以上です。

○議員(内藤 逸子君) 基準についてお聞きしましたが、何を基準にしてクリアできたのかという基準があったと思うのです、民間にするのに。それは何という名前の法というのですか。ありますか、そういうのが。

○議長(山下 壽君) 暫時休憩します。

午前11時55分休憩

.....

午前11時58分再開

○議長(山下 壽君) 休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただいまの内藤議員の質問にお答えいたします。

山本小学校敷地の中にこういう建屋を建てることに対して、県の指導のもとにそういう「できますよ」という基準がありますかという御質問だったかというふうに解釈をしておりますけども。

子ども政策課が基準のもとにオーケーということではございませんで、保育所にしても小学校にしても町の敷地を利用させていただくということで、逆に町の敷地、学校用地でありますので、これに対して学校をつくる時に補助事業であるとか、そういう法的な制約を受けてつくったものであれば、それに対する何らかの負荷がかかりますよということになるのですけども。

教育総務課のほうに聞いていただきまして、県の関係の営繕課であるとか、そのあたりに質問を投げかけたところ、学校用地につきましては川南町の土地でございますし、学校の用地であるということで、町の学校の関係課、それと、健康福祉課のほうで協議をして了解がもらえれば前のほうに進めるということでございますので、その意味で教育委員会のほうの協議を申し入れて、そのあたりは「問題ないよ」という回答を得ているところでございます。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 民営化を進めていく上で、後になって「こういうはずではなかった」ということは起きないということを確認しておいていいのでしょうか。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) 現段階で支障があるというようなことはありません。
以上です。

○議長(山下 壽君) しばらく休憩します。午後の会議は1時からといたします。
午後0時00分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。
休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議員(内藤 逸子君) 国保税についてです。

国保税が払えない世帯に対する資格証明書、短期保険証の発行についてお尋ねします。

資格証明書は、国保税を1年以上滞納している場合に発行されるもので、国民健康保険の被保険者であることを証明するだけの書類です。資格証明書で医療を受ける場合は、一たん治療費の10割全額を払わなければなりません。後に領収書を持って役場の国保窓口に行けば、保険給付の7割分を返してもらえる仕組みですが、滞納国保税と相殺されるため、結局は返してもらえないことになります。

短期保険証は、1年以上滞納した国保税を分納している場合は、滞納額や分納額によって1カ月、2カ月、3カ月の短い期間の保険証が発行されます。1カ月証の場合は、有効期限が切れる月末に国保税を納めないと有効期限が切れて、無保険状態になります。

窓口とめ置きは、短期保険証の有効期限が切れた後、更新に来ない被保険者に保険証を発行しないままにしておくことを言います。保険証の有効期限が切れているので、無保険の状態になっていますので、医療を受ける場合は10割全額を支払わなければなりません。とめ置きは、事実上の無保険状態をつくっております。

町は、「相談に来れば、相談に乗って対応をする」と言われますが、1、滞納している世帯には役場に行けない負い目があります。2、役場に行っても結局お金の相談で、命の病院の相談にはならない。3、結局、滞納世帯の人は受診を抑制するしかなく、そのことが重症化や手遅れになったり、医療費の増加につながっています。このとめ置きの法的根拠を明らかにしてください。

○税務課長(永友 好典君) 内藤議員の質問にお答えいたします。

保険証のとめ置きということですが、今現に無保険状態の人につきましては、滞納という形で残っているわけなのですが、税の相談に今、内藤議員のお話の中では、「負い目があって、なかなか相談にも行きかねる」ということですが、そういうことをしておりますと、いつまでたっても保険証は渡らないということになるかと思えます。

町といたしましても、そういう税の相談等にお見えになった人に対しましては、税金の徴収するのが一番いいのですけれども、どうしても納められないという人に対しては、何らかの確約みたいな納税に対する誓約書等を徴収していただきながら、それに応じて保険証を交付しているのが現状であります。

以上であります。

○議員(内藤 逸子君) 法的根拠は何ですか。

○税務課長(永友 好典君) 法的根拠というのは、先ほど、交付という要綱の中に基準的に設けておりますが、それに準じて行っているところでございまして、法的根拠というのが、私に対しては、基準で照らし合わせて交付しているのが現状でありますので、根拠的なものというのは、私は把握しておりません。

○議員(内藤 逸子君) 法的根拠はありません。国保税を滞納せず、ぎりぎり払っている状況の人、滞納世帯の現状から見て、町民の暮らし向きは大変深刻な状況と言えます。「国保税を滞納しているから保険証がないのよ」、具合が悪いけど、病院に行かずに我慢しているという人の声を聞きました。お金がないから払いたくても払えないという人に何と云えばいいのか考えたことがありますか。

国保税をまともに払えば、生活ができなくなるほどの高過ぎる保険料を引き下げ、払える国保税にする考えはありませんか、お尋ねします。

○町長(日高 昭彦君) 国保税の引き下げについてですが、冒頭で答弁させていただきましたとおり、なかなか現在において、日本の市町村では、単独では対応しきれないという現状を控えております。一団体としては引き上げざるを得ない状況を踏まえて、広域での取り組み、そういうことを国・県に対して、市町村長一同で要望をしているところでございます。

よって、引き下げというのは、誠に申しわけありませんが、非常に困難な状況にあります。

○議員(内藤 逸子君) 国保税の減免については、所得が前年度比で50%以上減らなければ国保税は減免されません。400万円の所得の人が200万円にならないといけない。もうやっつけていけないというような所得になったとき、緊急避難的に受けられる、もっとこの条件を緩和するべきだと思います。

これは、窓口医療費の減免についても同じだと思います。保険証を取り上げるとかせず、行政の責任で、減免制度について検討する考えはありませんか。答弁を求めます。

○町民課長(黒木 秀一君) 内藤議員の御質問にお答えします。

窓口の負担金の減免ということなのですが、この窓口の負担制度というのが、大変制度上、医療機関等の証明と、それも1つずつの疾病ごとに対する証明といろいろ複雑な関係がありますので、現在のところ、そういう制度的なものがありまして、現在では従来のとおり実施していない状態です。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 保険証のない方は、困ったとき、ようやく役場へ足を運びます。

せっぱ詰まったときです。無保険者の実態調査を行っていただきたい。機械的に処理を行うのではなく、町民の命と安全を守るという役割から、無資格証明書や無保険で町民の命が脅かされては困ります。

国保は社会保障制度なのです。今年も宮崎市で死亡事例が発生しています。全国保険医団体連絡連合会が毎年発表している国保の資格証明書受診率調査は、資格証発行により必要な医療が著しく抑制されている実態が示されています。

一般の人と資格証明書発行の人との受診率の差は53分の1となっています。宮崎県内の一般の人と資格証明書発行の人との受診率の差は242分の1となっており、全国平均の4.6倍の開きがあります。いかがですか。無保険者の実態調査をされますか、お伺いします。

○町民課長(黒木 秀一君) 内藤議員の御質問にお答えします。

未交付者というのは、当然おります。その、今回、9月以降に保険証未交付者に対しては文書で通知していますが、再度文書を通知して、また、私たちが出向いて調査することはしたいと思っております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 国は、自治体の国保税の収納率に応じて、国・県から交付される調整交付金を減額する仕組みをとっています。自治体は収納率を上げるため、資格証明書や短期保険証、さらには差し押さえなどの制裁措置を強化しています。

しかし、制裁措置を強めても、収納率は下がる一方です。川南町の収納率は年々低下しています。制裁としての資格証や短期証の発行を行っても、収納率の向上には役立っていないのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○税務課長(永友 好典君) 内藤議員の質問に再度お答えいたします。

内藤議員がおっしゃるとおり、国保税の徴収につきましては、毎回下がっているのは現状であります。税務課といたしましても、夜間納税を含めて、徴収嘱託員を雇って、懸命に徴収事務は行っているところですが、今おっしゃるように、なかなか経済的に難しく、滞納が増えつつあるのが現状であります。

以上であります。

○議員(内藤 逸子君) 本来は国保税引き下げの財源は、国・県が行うべきですが、当面の財源は一般会計、または財政調整基金となります。川南町でも一般会計からの支出を行い、国保税を引き下げるべきではありませんか。

川南町のモデルを計算してみました。3人世帯、年間所得150万円、固定資産5万円、介護対象2人の国保税は36万1,620円で、県内で一番高いのです。所得税に対する国保税比率は24%にもなります。150万円の所得の4分の1が国保税で、残りの75%でどうして生活することができるのでしょうか。

川南町の調査では、100万円以下の国保世帯は49%となっています。つまり、生保水準以下の世帯が半分を占めて構成されているのが現状です。この間、国保基金が極めて少なくな

った。80万円のことから国保税を引き上げて、基金の積立増加を図ってきました。平成10年度で1億2,000万円、11年度末の基金は1億7,900万円になりました。

国保は社会保障制度です。法の趣旨からいえば、国保世帯のみの「共助・互助」の助け合いだけでなく、手厚い「公助」、一般会計からの支出を図って国保税引き下げを図るべきと思いませんか。「引き下げる考えはない、引き上げる考えだ」と先ほど言われましたけど、このようなこと、川南町民の生活水準から考えても、引き下げるを検討すべきだと私は思いますが、思いませんか、町長さん。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御指摘のとおり、非常に厳しい状況であり、町民の方々の中に本当に困っておられる方がおられるのも認識しております。引き下げについては、先ほど申しましたとおり、非常に困難であると思っております。今できることは、現状維持を何とか頑張りたいという考えでおります。以上です。

○議員(内藤 逸子君) 国保税について、来年度の予算編成に向かって、当初予算の時に、税負担軽減のための努力、町民の悲痛な声を正面から受け止めて応えるということで、課内での国保税について議論をしていただきたいと思いますが、そのような議論というのはできないものでしょうか、伺います。

○町長(日高 昭彦君) 保険税が上がる原因であります。医療費の増加とか、そういう高齢者の増加、そういうことが上げられるかと思っております。そういうことを少しでも抑えようということに保健婦を増員して、そういう指導をしているところでございます。

また、先ほど御指摘ありましたけど、制裁措置をとってもしようがないのではないかといいことではありましたが、何もせずにやっているわけでもなく、皆さん本当にいろんな努力をしているのですが、なかなか現状として確かに上がっていないのは事実だと思っております。今のは収納率の話です。以上です。

○議員(内藤 逸子君) さらに努力をして頂きたいということをお訴えまして、次に、子供の医療費無料化について、現在は小学校入学まで無料になっておりますが、私は小学校卒業まで無料化を拡大できないでしょうかと検討を要望して、このことは時間がありませんので、次回に回したいと思っております。これで終わります。

○議長(山下 壽君) 暫時休憩します。

午後1時15分休憩

午後1時17分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、川越忠明君に発言を許します。

○議員(川越 忠明君) 通告に従い一般質問をいたします。

我が国の総人口は、平成18年には出生率が死亡数を下回る自然減となり、また、65歳以上

の高齢者の割合は、近い将来30%を超えると予想され、今後、人口減少、少子高齢化が急速に進行していくものと予想されます。日本国はもとより、川南町の人口推移も減少傾向にあり、平成12年から23年、10年間で約742人減少しております。

これでは川南町の経済、その他あらゆる面で衰退していくのは時間の問題と懸念しており、健康で安心して暮らせる生活環境づくりが求められます。活力ある豊かな川南町を実現するためには、いろいろと政策はあると思いますが、その一つに、人口減少に歯どめをかけ、増やす方向へと力を注いでいくその重大な時が来たと思っております。

例えば、企業誘致の問題、町営住宅不足の解消の問題等、人口増につながる政策はいろいろとあると思います。

まず初めに、川南町の町営住宅不足対策について、公営住宅17団地、町単独住宅は1団地の595戸のストックが形成されている。このうち多くが昭和40年代に建設されたものであり、今後これらが一斉に更新時期を迎えることが予想されることから、町営住宅ストックの多様な活用による効果的かつ適格な町営住宅の供給を図っていくことが必要とされています。

このため、本町の既存ストック全体にわたるストック活用データベースを整備するとともに、建て替え事業、維持・保全等の適切な手法の選択のもと、公営住宅ストックを総合的に活用するための計画が求められています。

本計画は、こうした背景をもとに、既設町営住宅をストックの有効活用を図るため、一定期間を経過した町営住宅を対象として、「建てかえ、空き家対策計画、修繕を含む適切な維持管理について定めることを目的とする」と、公営住宅ストック総合利用計画に示されておりますが、現在51世帯の待機者がいます。

この計画では住宅難解消が見えません。これでは町外に流れていくのも当然でありますし、止めることもできません。町長に具体的な答弁をお尋ねします。

また、番野地県営住宅のことでも少しお尋ねしたいと思っております。

次に、塩付職員住宅木造平屋建て2世帯分が解体されましたが、跡地についてはどうするのか、お尋ねします。

次に、塩付工業団地企業誘致の件ですが、この必要性については町長もおわかりだと思いますが、今後、企業誘致に対してどのように取り組んでいくのか、お尋ねします。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの質問にお答えいたします。

質問が3つあったかと承知しておりますが、まず、町営住宅のことに关しまして、あと、塩付の教職員住宅解体後の利用について、最後に企業誘致に対しての考えということでお伺いしておりますが、まず、町営住宅に关しましては、待機者がいるのは承知しております。現在、川南町において町の世帯数に対する公営住宅の割合というのは、26市町村のうち、順番でいきますと7番目であります。

現状の管理運営面から見て、戸数的には今が限界であり、このままの推移ということをお願いしたいと考えているところでございます。

そして、先ほど申しました待機者、入りたいけど待っている方に関しまして、当初住宅をつくりました時代と少し様相が変わっておりますのは、その方々たちに対しまして、実は空いている住宅もありますが、そういうところを紹介しましても、もう少し新しいところを希望されておりますし、現在住んでおりますが、新しいところ、より住みやすいところを、空くのを待っているという状態でございます。

当初の住宅がなく非常に困っていた時代、戦後のそういう時代からすると多少状況は変わっておりますので、余裕がある方に関しましては、民間の住宅に入っていただきたいと考えておるところでございます。

塩付住宅の跡地の問題であります、その前に、建て替えの予定でございます。建て替えは、第5次川南長期総合計画にあります公営住宅ストック計画、川南町公営住宅長寿命化計画に基づきまして、効率的に、段階的に実施する計画を立てております。一番身近でいきますと、桜ヶ丘住宅について現在取り組もうとしているところでございます。

2番目の問題でございますが、今回の補正予算で解体作業の経費を計上しております。その後の利用につきましては、住宅地として利用されることを優先し、払い下げを行っていきたいと考えております。

最後に、企業誘致についての御質問でございますが、本町におきましては、平成15年の企業誘致を最後に、残念ながら誘致の実績はございません。最近で申しますと、平成21年度に経済連が野菜加工場をつくるという情報のもとにいろんな協議をしておりましたけど、残念ながら、御承知のとおり西都市に決定しております。

22年におきましては、村田製菓が事業拡大に伴い新工場を増設しております、現在、県の誘致企業として認定をされております。

最後に、9月議会で町道工場幹線の廃止の承認をいただきまして、農協果汁株式会社がペットラインの増設を現在計画中であります。今後につきましても県と連携しまして、また、本町の財産であります人と人の繋がりであります東京川南会であるとか、近畿、そして東海、いろんなところにおいて、その都度情報提供し、企業誘致に努力しているところでございます。

今後とも県と連携をとりながら、新しい雇用が生まれるであろう企業誘致を検討していきたいと思っております。以上です。

○議員(川越 忠明君) 今いろいろ答弁がございましたけども、順次またやっていきたいと思っておりますけども、今おっしゃった5次総合計画に基づいては、どうも不足解消にならないような、そういう気がするのです。と申しますのも、転出した後は、入居中止、出ていったら、あと入られないと、そういうところがあります。そういう住宅の名前はわかりですか。

○町長(日高 昭彦君) その住宅に関しましては桜ヶ丘住宅でありまして、建て替えをするために一度に出ていただくわけにはいきませんので、政策的に、政策空き家という政策で出ていただいた方、後、次の方は入れないということで、転居に関する費用も10万円とい

うことで用意はしております。現在、あと4戸方が残っておられます。以上です。

○議員(川越 忠明君) 今、私が言ったのは、政策空き家部屋、この住宅がどこにあるかをお尋ねしたのですけども、私も調べておりますけど、それで言いますけれども、出水部落と、それから、昭和、桜ヶ丘、全部、それから、新茶屋全部、それから、塩付西、中央、この住宅が入居を停止しているわけです。だから、出ていった後は入れないと、そういうのがこういうふうには7つほどあります。

それで、これが管理戸数が158あるのですけども、この中で今38空き家になっております。あと、入居、今入っている人が120になりますけども、これからいきますと、出ていけば、そこは全部、後が入れないと、そうすると、51待っている方々が「いつまでたっても回ってこない」と言うのです。ということは、住宅が不足していることは事実でございます。

今おっしゃったように、桜ヶ丘の問題もございますが、桜ヶ丘も3階建ての計画と聞いておりますし、24戸の戸数と聞いておりますけども、これでは到底でもない間に合わないわけです。

ということは、今、町長がおっしゃったように、贅沢な方がいるようでございますけども、今51世帯と言いますけども、恐らくここの中に、我々同僚の中にも相談に町民から、住民からお願いされたことがあると思うのですけども、これは、これだけの住宅が、空き家がないのですから、行く場所がないと、しかし、51世帯も待っておると。

しかし、51世帯待って、この空き家住宅にどうしたら入れるかと、そこら辺が疑問で、いろいろと調べておりますけども、他のさざんかとか南中須とか豊原、ずっとありますけど、ここでも今はひとつもあいておりません。

そうすると、このさざんか住宅の4名は半強制的に出ていかなければいけないわけです。そうすることになれば、その人たちをどこかに入れなければいけないのですけども、入れるところがないのです、今は。空いてないのです。

そうすると、恐らく51世帯の人が待っていると言いますけども、これは建設課に申し込んだ人がそれだけで、まだまだその申し込んでいない人がたくさんいるかと思うのです。また、要領がわからなくて、そういう文書も出ていないし、回覧もお知らせも出ていないから、だから、どうしたらいいだろうかという人がおると思うのです。そういう人が大分私のところにも来ました。

そうすると、担当課に行くと、これはどうしようもないのですけど、空いていませんと、だから申し込んでくださいと、そういうことで、そういう人には「申し込んでください」ということは言えますけども、知らない人が大分おると思います。そうすると、この51どころではないのです。これは私の憶測ですけども、ですから、そういうことにつきましては、やはり、この住宅の空き家の問題、この政策、これは何としてでもやっていただきたい。

ますます住宅が不足するのは、一番先に頼んだ方が今51ですけども、「最初はいつごろ頼んだか」と聞いたら、平成16年です。相当前の話なのです。その人、聞けばいろいろあるか

と思いますけども、そういうふうに、もの凄く51世帯の中で待ちに待って待ちかねている人がたくさんいると思うのです。

そういう人のために何とか解消をしてほしいというのが私のお願いでありますし、また、それにつながる、私が知っている中でも大分町外に出ております。そういう人がもったいないような気がします。ですから、その辺はどうかなと思ひまして、また新たに今お願いするところがございますけども。

桜ヶ丘住宅の2、これがいつできると思います。おわかりのとおり平成28年に入居になるのです。平成28年といったら、相当待たないといけない。51からどこまで減るかわからないし、そういう人たちは、この中には贅沢な言い方をする人もおりますけども、この間に相当流れていくのではなかろうかと、そういうふうに私は思うのですけども、町長の考え、どういう考えかひとつお尋ねします。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御質問にお答えします。

御指摘のとおり、新しくつくって入っていただく、そのためには、確かに建設する時間がかかるのは事実でありますし、今待たれている方のために、すぐにでもという気持ちは当然町としてもありますが、また、何度も申しますが、そこは順次計画に乗ってやっているところでございます。

詳細については、建設課長に補足説明させますが、すぐに建設ができないという現状は十分踏まえております。ただ、新しい土地にまた新しく建て直すのではなく、計画的に起債もする必要があると思いますので、いろんなことをさせて頂いているところでございます。

補足は建設課長にさせます。

○建設課長(村井 俊文君) 川越議員の御質問にお答えします。

ただいま53世帯のところが待ちになっています。先ほども町長が説明しましたように、あいたときに「次入りませんか」とこちらから連絡しますと、辞退されるということで、辞退される方はどこかの民間に入っておられると思うのですけど、やっぱり、いろんなうちの住宅でいいところがありますから、そこ辺に申し込まれたところにどうしても入りたいということで、そういう現象が起こっております。

それと、今、町営住宅に維持管理費として年間1,200万円ほど維持管理を行っております。これで今、どうしても新たに建てるとなると、また維持管理をずっとしていかななくてはけませんので、どうしても、一応解体をしまして、崩しまして、そこに建てる方法が一番いいのではないかと。

そ町長が申しましたように、本町の県内の市町別に、県営住宅を除く公営住宅の割合は26市町村でも7番目で、そんなに町としては不足していないと、上位のほうであるということも考えておりますので、今うちのほうが計画しております桜ヶ丘住宅2、これを27年度末に入居開始ということで考えています。

その後、また、予算的な、経済的なこともございますが、今度は桜ヶ丘住宅1のほうに建

設ということを考えております。

○議員(川越 忠明君) 私が言いたいのは、県内で何番目とか郡内で何番、そういうことではなく、現に不足しているのです。そして、それを待っている人が、いつ回ってくるかまだわからない状態ですから、その第5次総合計画に基づいていっておると間に合わないというのを僕は言いたいのです。だからって、今すぐ造れではないです。

ただ、この予算の執行、やっぱり税の使い道は優先順位が必要ではないかなと思うのです。やっぱり、行政、町としても、町民の困っている人のために優先的に、そういう政策をやったっていいかならうかと。

というのは、例えば、桜ヶ丘住宅、今度3階建てにしようとしていると、しかし、4階建てにすると日照権の問題があるとか、そういう問題も出てきますけれども、これも検討しながら、建て方によれば4階建てができる可能性もあるし、そういうふうにして戸数を増やしていくしかないのです。

ですから、そこを増やせば6戸ぐらい増えていくと、6戸で大したことはないと思いますけれども、これでも9,000万円近くぐらいかかるというような話も聞いておりますけれども、では、そのお金をどこから持ってくるかとなるのです。そうすると、今、箱物の問題が出ております。

例えば、そこのトロントロンドーム、図書館、いろんな大きな箱物ができましたが、これは維持費がもの凄くかかっておりますし、大変な、箱物もやっぱり考えなければいけないと。

今度、運動公園に屋根つきというような箱物ができるのが今度予算に出ておりますけれども、これも話を聞けば2億円、1億5,000万円で、国が3分の2、1億円は出すと、それで「凄いな、助かったな」という考えでも、やっぱり3分の1の5,000万円は一般財源で出さないといけないと、そうすると、そういうところにおいて優先順位が必要ではなからうかなと思っております。

だからといって、僕は、それに反対というわけではありませんけれども、今後、そういう政策はいろいろ詰めていって、町民が本当に困っている、そういうところに税金、予算の執行をお願いしたいなというふうに思っております。

桜ヶ丘が一応28年に入居と、そうすると、もう1つの桜ヶ丘1、2は、次はまた相当遅くなると、大体29年に説明があつて、それから、ぼちぼち建てようかなと、それは30年過ぎてしまいます、入居するのが。それではとても間に合わないということを今言っているわけです。

これだけ私のもとに、だから、さっき言ったように、我々13人の議員の中にも相当相談が来ると思うのです。しかし、我々の答えは、担当に聞いて聞けば、「今空いていないから順番待ちですよ」と、「申し込んでください」ということしか言われませんし、我々もそうしか言われないので、そこに大変矛盾というか、そういうのがあるので、こうして質問しているのですけれども、やっぱり問題は、僕の言わんとするところは、住宅の住民の問題はもちろ

んのこと、住民が町内から外に行かないと、これは、町長の考えはどうかわかりませんが、大した数ではないと思いますけども、その辺から頭にたたき込んでいただければ、後の政策にまた何か足しになるかなと思っております。

それから、これも続きますけども、そういう中において、中須住宅があります。ここは、6戸が湿気のために住めないということで、今、6戸ぐらい入居中止になっております。しかし、この入居中止は、隣の部屋をも入れなくなるのではなかろうかと、そういうふうな建設課の担当が言っておりますけど、そうすると、ますます住宅難になるのです。どこでそこを解消するか、その辺も頭の中に入れていただきたい。

何でこうなるかと、僕は不思議に思うのですけども、地質調査の点でそれはわかると思うのです、湿度があるかないかは。今もって6戸も入れないと、そしたら、隣もじきだめになりますよと、そういう答弁が返ってくるのです。最初からこれはちょっとおかしいなと思っておりますけども、やはり、こういう面では町長のお考えはどうですか。そういう地質調査とかいうのをびしゃっとしてなかったということ自体におきまして。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御質問にお答えいたします。

事前にそういう湿気があるのかないのかわからなかったのか、そういう調査に関してという御質問ですが、当然それは優先される課題であります、当時、昭和40年代、50年代だったと思われませんが、そういうときに当然したであろうと、今は憶測でございます。

今後、例えば予算の優先順でありますとか、そういう不足をどうするのであるとか、いろんなことがございます。当然必要なことだと思っておりますが、もう一度繰り返しますが、今、私が聞いているのは53世帯ですが、その方の7割が紹介しても入らないと、もっと安いところが、新しいところがあくまでは待つておくという状況でございます。

そして、現在、今、民間の住宅がかなり建設が進んでおります。値段が多少高いのは現実だと思いますが、そういったことをあわせて、やはり、川南に住んでいただきたいという気持ちは変わりません。以上です。

○議員(川越 忠明君) 私も言いましたけども、そういう贅沢な方もいるかと思っておりますけど、しかし、ずっと見ますと、これは今、数字は50で役場に言っていますけども、まだまだいると思うのです。そういう人が目の前通っていきます、相談に。

ですから、そこ辺を考えて、優先順位があるのではなかろうかと、箱物をつくれればいつでもいいと、国の1億円の補助が頭に浮かんでそっちに向いたかわかりませんが、やっぱり5,000万円は一般財源で賄わないといけないから、そうすると、そういうお金をこういうふうに戻していただくと、町民が喜ぶかなというふうに思って、と同時に、人口増につながればと思って今質問をしたところであります。

次に、塩付教員住宅の跡地についての計画です。先ほどおっしゃいましたけども、この塩付住宅に、解体する前に町長は行かれましたか。

○町長(日高 昭彦君) 現場のほうは行かせていただいております。

○議員(川越 忠明君) 我々、現場調査に行きました。そうすると、びっくりしました。あの家の前はこんなやぶです。そして、中はどうかといたら、カズラ、あれがいっぱい中であって、幾ら何でもこれはちょっと、びっくりしました。

これは46年度に建設しております。それから、17年度から入居者がいないということになっております。それはそれでいいのですけども、この間、あのぼうぼうした草むらの中に、2戸だけですけども、カズラが、本当にびっくりしました。これを管理できなかったそのものが僕はびっくりしております。それは、これだけしたら、とてもじゃないが、人は入りません。

これは、監査のほうもずっと監査に行かれたと思いますけども、監査員の方には通告していませんので、答弁は要りませんけれども、やっぱりこれを見て、僕はびっくりしました。ですから、こういうことでは川南町の財政が厳しい厳しいと言いながら、それでも100万円弱ぐらいのお金で解体されたと思うのです。ですから、そういうところに無駄が出てくるのです。

ですから、行政は行政でしっかりそういうところを見ながら進めていっていただきたいと、また、我々はそこにいろいろと現場を調査しながらメスを入れていかなければならない立場でありますけども、両方ともにしっかり取り組んでいかないといけないと思っております。

それから、番野地県営住宅の件ですけども、先ほど言った、これはどのようなふうでお聞きしておりますか、町長お願いします。何か聞かれておれば。

○建設課長(村井 俊文君) 川越議員の御質問にお答えします。

番野地住宅の県営住宅の件でございますが、今、18戸のうち4戸が空き家になっております。これは、ここには4棟ございまして、随時住まなくなったところから解体していくというふう聞いております。

それで、今後の予定でございますが、川南町には一応県営住宅は造らないということできておりますが、一応県の公営住宅のストック計画では、平成32年まで造らないと聞いておりますが、だけど、川南町のほうは水害とか津波の影響は余りございませんので、そういう安全面を川南町はPRして、今後、川南町にも建設をということで要望をしていきたいというふう考えています。以上です。

○議員(川越 忠明君) 私の調べましたところ、これは、あとは再建しないと、用途の変更を考えていると、売却も含めて考えているということですから、番野地ですから、川南町がそういう話が出れば、ここはストックしておるとい、住宅を18戸できますので、相当な助けになるかと思えます。そういうことで、町長は、そういうことがもし県のほうから来た場合は、どういうふうにお考えですか。

○町長(日高 昭彦君) そういうことが来た場合の想定ということではありますが、当然、皆様とも相談させていただきますし、職員とも話しまして、冒頭に御指摘いただきましたとおり、優先順位をつけて、しっかりと将来を見据えた予算執行というのを考えていきたいと

思っております。以上です。

○議員(川越 忠明君) よろしく申し上げます。

次に、塩付工業団地企業誘致の一環として、川南町の人口減の解消につながる重要な課題でありますので、町長にお尋ねしたのですが、ここにあと3万7,500平米残っているようでございます。これは、町長は、このことについて、今、就任して8カ月ですか、この辺まで手が回らなかったかとは思いますが、こちらだけのあれで話しますと、前、大分、私もしたのですが、何人かの人が質問をしております。

前の町長も「なかなか厳しい」と、今、経済も厳しいし、そして、あそこは交通便もなかなか厳しい、それから、水が出ないということなのです。その点は、町長は御存じでしたか。水が出ないということ。

○町長(日高 昭彦君) 工業団地につきましては、現場のほうも数度見させていただいておりますし、そういう水の問題についても把握させていただいております。以上です。

○議員(川越 忠明君) 私の質問は「人口減に歯どめを」ということですから、増やしていかなければいけないという質問でございますけれども、やはり、ここにもし誘致企業に連れてくるような計画ができてくれば、雇用問題で人口が相当増えてくるのではなかろうかと、そういうふうに思っているところでございます。

先ほど言いましたけれども、やはり、人が住まないところには栄はないのです。ですから、何としてでも人口を増やす方向性として、企業誘致を何とか進めていただきたいなと思っております。

前の方の質問では、町長にこう質問をしておりました。そういう企業のトップの方を集めて、そして、いろんなお話はされましたかというのが出ておりましたけれども、もちろん町長はまだそこまでいっていないと思っておりますけれども、今後、そういう考えで、各企業とのいろんな懇談を進めていくあれはありますか、気持ちは。

○町長(日高 昭彦君) 御指摘のとおり、人口を増やすために、雇用を増やすためにというのは、非常に重要な課題であると認識しておりますので、そういうトップ会談と言われるようなものについては、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議員(川越 忠明君) 最後になりましたけれども、今まで質問したとおり、川南が活性化するためには、人口が増えてこないといけないと、そういうふうに思っておりますし、町長も今後は、こういう件については目を配りながら、そして、先ほど言ったように、町長も答弁されましたけれども、町民、住民のためにお金を使ってあげたいと、そうすれば箱物よりも住民優先、もちろん箱物も助かるのですが、

やはり、今一番困っているのは、何にお金を使うかなということ、行政は行政、また、我々議会は議会、そして、第三者、有識者等の意見を聞きながら、今後、川南町が活性化するための発展のために、お互い力を出し切っていきたいなと思っておりますので、どうか宜しくお願いします。これで終わります。

○議長(山下 壽君) ここで、税務課長から発言を求められております。これを許します。

○税務課長(永友 好典君) 先ほどの内藤議員の短期被保険者証の交付におけます法的根拠があるのかというような御質問であったと思いますが、「ない」というような形の答えをさせていただきましたけども、訓令の中で、川南町国民健康保険税滞納世帯対策事務処理要綱というのを定めておりまして、その中で交付判定基準を設けておりまして、それによって短期被保険者証を発行しているということでございますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長(山下 壽君) 以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。皆さん、お疲れさまでございました。

午後1時56分閉会
